

# 資料編



# 1 環境に関する統計データ

## 大 気

一般環境大気測定局（高花）

項 目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	環境基準値
二酸化窒素 【日平均値の年間 98% 値】	0.042	0.040	0.033	0.032	0.034	0.033	0.060ppm 以下 (環境基準値) 0.040ppm 以下 (千葉県環境目標値)
二酸化硫黄 【日平均値の 2% 除外値】	0.012	0.016	0.014	0.015	0.008	0.006	0.040ppm 以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の 2% 除外値】	0.075	0.076	0.082	0.065	0.074	0.066	0.100mg/m <sup>3</sup> 以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ) 【昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以上の日数】	132	102	85	90	101	60	0.06ppm 以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令回数	12	6	4	15	13	4	0.12ppm 以上の濃度となった場合に発令

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令 (注意報: 0.12ppm 以上、警報: 0.24ppm 以上、重大緊急報: 0.40ppm 以上)  
資料: 千葉県「平成 18 年度大気環境常時測定結果」

## 水 質

河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	環境基準値
神 崎 川 (大正橋) 【A 類型】	水 素 イ オ ン 濃 度		7.48	7.73	7.63	7.60	7.50	7.50	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	1.6	2.0	1.3	2.3	1.3	1.6	2 以下
	溶 存 酸 素 量 (D O)	mg/l	7.88	9.18	8.70	8.30	8.10	8.80	7.5 以上
	浮 遊 物 質 量 (S S)	mg/l	17.0	11.5	23.0	10.0	10.0	11.0	25 以下
	全 窒 素	mg/l	1.590	1.535	1.873	1.640	1.600	1.880	
	全 珪 酸	mg/l	0.0560	0.0800	0.0883	0.0810	0.0900	0.0960	
師 戸 川 (草 深) 【B 類型】	水 素 イ オ ン 濃 度		6.98	7.08	7.00	7.10	6.80	6.90	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	4.2	7.0	3.4	3.5	4.6	1.5	3 以下
	溶 存 酸 素 量 (D O)	mg/l	4.25	3.95	4.93	6.2	6.0	6.5	5 以上
	浮 遊 物 質 量 (S S)	mg/l	10.5	16.5	10.3	12.0	6.0	13.0	25 以下
	全 窒 素	mg/l	3.223	4.398	3.680	3.930	2.550	2.050	
	全 珪 酸	mg/l	0.2273	0.2765	0.2810	0.1800	0.184	0.132	
戸 神 川 (武西橋)	水 素 イ オ ン 濃 度		7.90	8.15	8.30	8.20	8.30	8.00	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	2.4	3.2	2.9	5.9	2.9	2.0	2 以下
	溶 存 酸 素 量 (D O)	mg/l	8.93	9.38	10.03	9.70	9.40	9.10	7.5 以上
	浮 遊 物 質 量 (S S)	mg/l	9.8	12.5	12.8	18.0	20.0	13.0	25 以下
	全 窒 素	mg/l	1.773	1.418	2.363	2.840	1.920	2.860	
	全 珪 酸	mg/l	0.0573	0.0828	0.0848	0.1240	0.1260	0.0830	

戸神川は類型指定がされていないため、参考値として A 類型の基準と比較した。

資料: 生活環境課

## 河川(手賀沼水系)

河川名 (地点名)	分析項目	単位	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	環境基準値
亀成川 (亀成橋) 【B 類型】	水素イオン濃度		7.60	7.58	7.63	7.70	7.60	7.70	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.8	1.4	1.5	2.2	1.6	1.5	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.28	6.98	7.70	8.30	8.40	9.80	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	9.5	10.0	6.0	17.0	11.0	10.0	25以下
	全窒素	mg/l	2.680	2.330	2.760	2.720	2.460	3.280	
	全りん	mg/l	0.0658	0.0765	0.0553	0.0640	0.0850	0.092	
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度		8.38	8.33	8.23	8.60	8.50	8.70	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	8.1	5.1	3.8	5.6	4.8	3.9	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	9.53	9.63	8.85	11.6	12.1	12.1	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	33.5	31.5	26.3	24.0	27.0	22.0	25以下
	全窒素	mg/l	2.708	2.360	2.693	2.800	2.300	2.880	
	全りん	mg/l	0.2188	0.2085	0.1723	0.1560	0.1740	0.1690	
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度		7.58	7.75	7.73	7.80	7.80	7.80	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.7	1.7	2.5	2.1	1.3	2.0	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.43	8.93	8.80	8.6	10.0	10.2	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	10.5	10.8	13.8	12.0	18.0	22.0	25以下
	全窒素	mg/l	4.000	3.860	4.403	4.100	3.890	4.680	
	全りん	mg/l	0.0913	0.0845	0.0910	0.0690	0.1080	0.1350	

弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。

資料：生活環境課

## 湖沼(COD)

湖沼名	年間75%値(mg/l)						環境基準値 (mg/l)
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
印旛沼	10	10	11	10	9.6	10	3以下
手賀沼	13	10	9.8	10	9.3	9.6	5以下

資料：千葉県「平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

## 湖沼(全窒素・全りん)

湖沼名	年平均値(mg/l)						環境基準値 (mg/l)
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
印旛沼(全窒素)	2.4	2.2	3.0	3.1	2.9	3.0	0.4以下
(全りん)	0.11	0.11	0.12	0.13	0.11	0.12	0.03以下
手賀沼(全窒素)	3.2	2.8	2.9	2.9	2.8	2.9	1以下
(全りん)	0.23	0.20	0.17	0.18	0.17	0.15	0.1以下

資料：千葉県「平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

## 地下水汚染

## 民家井戸

地 区	基準超過井戸（本）				汚染確認年度
	汚染確認当初	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
浦 部 地 区	3	0	0	0	平成 5 年度
小 林 地 区	1	0	0	0	平成 9 年度

資料：生活環境課

## 浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

## 浄化対策用井戸 No.4-3

(浄化開始年度 平成 13 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	1.3	0.30	0.19	0.055	0.030	0.015	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.27	0.089	0.063	0.017	0.011	0.004	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	1.3	0.92	0.84	0.33	0.17	0.077	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料：生活環境課

## 浄化対策用井戸 No.1-3

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005	0.0046	0.0034	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.002 未満	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	0.21	0.070	0.042	0.17	0.14	0.16	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料：生活環境課

## 浄化対策用井戸 No.2-3

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.021	0.010	0.0060	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.008	0.003	0.002 未満	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	-	-	-	0.38	0.17	0.072	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料: 生活環境課

## 浄化対策用井戸 No.2-4

(浄化開始年度 平成 16 年 6 月)

	平成 13 年 8 月	平成 14 年 12 月	平成 15 年 12 月	平成 16 年 12 月	平成 17 年 12 月	平成 18 年 12 月	環境基準
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.15	0.11	0.0068	0.017	0.013	0.0083	0.01
トリクロロエチレン (mg/l)	0.033	0.029	0.002	0.009	0.007	0.004	0.03
シス 1,2 ジクロロエチレン (mg/l)	0.29	0.45	0.031	0.085	0.057	0.024	0.04

備考) 公定分析結果を記載

資料: 生活環境課

## 地盤沈下

標石 番号	所 在	変動量 (mm)										
		平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
10878	大森 3968-1	-3.2	-0.8	-9.2	-0.1	-1.8	3.5	0.2	-10.9	6.7	-4.9	4.1
10879	大森 3178 (道路脇)	-3.5	1.1	-9.2	0.7	0.0	2.4	2.3	-11.5	6.6	-4.9	3.8
10880	浦部 374-1 (駐在所)	-2.8	0.9	-8.6	0.3	1.9	2.3	2.7	-11.6	6.8	-4.7	3.9
2985	木下 1483 (道路脇)	-3.2	-0.7	-8.5	-2.4	-1.2	2.8	-0.6	-10.3	7.7	-5.4	3.0
2986	平岡 218 (重量検問所)	-3.5	-0.6	-7.1	-5.4	-1.5	2.6	-3.1	-11.3	8.4	-4.7	-0.5
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	-5.3	-4.2	-13.3	0.3	-0.9	1.4	-0.4	-11.9	4.3	-4.8	2.6
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	-1.2	-0.4	-13.2	2.1	0.2	3.0	0.1	-11.2	6.3	-4.9	4.1
IZ-3	大森 7 (習志野カントリー)	0.8	0.5	-17.0	4.0	0.0	5.3	0.4	-11.5	6.1	-4.7	3.0
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	3.0	-1.5	-13.8	0.7	-1.6	4.2	1.5	-11.5	5.4	-4.7	2.6
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	1.8	-1.5	-13.9	0.6	-0.6	3.1	1.4	-12.2	5.8	-4.4	3.4
IZ-10	武西 148-1 (安養寺隣火の見下)	1.8	-8.1	-12.5	1.5	0.2	1.9	2.9	-13.1	6.4	-4.8	1.1

備考) 変動量の値は前年値からの変動量を記載

資料: 千葉県「水準測量成果表」

## 騒音・振動

## 道路交通騒音

測定年度	地点名	騒音レベル Leq(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成 13 年度	千葉竜ヶ崎線 【B地域】木下 1401-45 付近	72	71	65	60
平成 14 年度	国道 464 号線 【C地域】草深 1245-43 付近	72	66	65	60
平成 15 年度	千葉竜ヶ崎線 【A地域】船尾中学校前	71	68	60	55
平成 16 年度	市道 00 - 005 号線 【B地域】小林コミュニティープラザ	68	61	65	60
平成 17 年度	千葉竜ヶ崎線 【B地域】木下 1401-45 付近	74	72	65	60
平成 18 年度	市川印西線【地域指定なし】(浦部 588-3 付近)	73	70	-	-

資料：生活環境課

## 道路交通振動

測定年度	地点名	振動レベル(dB)		要請限度(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成 13 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】木下 1401-45 付近	53	48	65	60
平成 14 年度	国道 464 号線 【第 2 種区域】草深 1245-43 付近	38	33	70	65
平成 15 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】船尾中学校前	46	42	65	60
平成 16 年度	市道 00 - 005 号線【第 1 種区域】小林コミュニティープラザ	33	31	65	60
平成 17 年度	千葉竜ヶ崎線 【第 1 種区域】木下 1401-45 付近	51	46	65	60
平成 18 年度	市川印西線【区域指定なし】(浦部 588-3 付近)	54	46	-	-

資料：生活環境課

## ダイオキシン類

## 大気

地点名	毒性等量 年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )						環境基準値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
印西市役所屋上	0.33	0.19	0.12	0.095	0.065	0.025	0.6
ふれあい文化館	0.34	0.17	0.12	0.10	0.070	-	
高 花	0.13	0.12	0.08	0.10	0.051	0.079	
木 刈 中 学 校	-	0.21	0.12	0.10	0.078	0.033	
小 林 小 学 校	-	-	-	0.095	0.060	0.024	

資料：生活環境課

## 地下水

測定年度	地点名	毒性等量 (pg-TEQ/l)	環境基準値 (pg-TEQ/l)
平成 13 年度	竹袋焼却場跡地	0.031	1
平成 14 年度	松山下公園	0.026	
平成 15 年度	草深小学校	0.026	
平成 16 年度	船穂小学校	0.065	
平成 17 年度	永治小学校	0.074	
平成 18 年度	印西中学校	0.18	

資料：生活環境課

## 土壌

測定年度	地点名	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
平成 13 年度	小倉台小学校グラウンド	0.032	1,000
平成 14 年度	竹袋焼却場跡地隣	77	
平成 15 年度	高花小学校	0.69	
平成 16 年度	大塚前公園	0.53	
平成 17 年度	内野北児童公園	3.2	
平成 18 年度	小林北小学校	0.0023	

資料：生活環境課

## クリーンセンターの排気口

地点名	毒性等量 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )						排出基準値 (ng-TEQ/ Nm <sup>3</sup> )
	平成 13 年 12 月	平成 14 年 平均値	平成 15 年 平均値	平成 16 年 平均値	平成 17 年 平均値	平成 18 年 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.0078	0.16	0.25	0.0014	0.015	0.0094	1
" 2号炉	0.044	0.086	0.062	0.0082	0.025	0.050	
" 3号炉	0.040	0.17	0.14	0.00044	0.034	0.018	

資料：印西地区環境整備事業組合

## 苦情受付件数

	典型7公害(件)							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成 13 年度	11	7	0	2	0	0	4	13	37
平成 14 年度	5	4	1	6	0	0	4	0	20
平成 15 年度	13	5	1	12	2	0	28	15	76
平成 16 年度	46	5	1	8	0	0	11	123	194
平成 17 年度	34	0	1	8	0	0	21	3	67
平成 18 年度	42	4	0	5	0	0	4	2	57

資料：生活環境課

## 廃棄物

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	印西市 ごみ減量化 計画目標値
一人1日当たり のごみの排出量 (g)	960	929	930	923	956	1,018	866
市資源化率 (%)	18	22	21	20	20	19	21
総資源化率 (%)	26	28	27	27	26	25	28

資料：生活環境課

## 不法投棄の発生件数

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数(件)					
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
家具	5	6	4	0	0	0
家電製品	6	17	39	41	20	12
引越ごみ	2	11	3	8	2	5
家屋・建設廃材	13	4	8	5	9	2
家庭ごみ	3	13	41	30	22	11
自動車・自動車部品	7	10	10	11	3	3
残土・ガラ類	4	3	7	10	1	2
タタミ	1	1	5	3	0	0
草木類	4	1	0	1	1	2
塗料缶類	2	3	2	1	0	0
廃プラ類	3	2	0	1	0	1
その他	8	15	19	11	4	8
合計	58	86	138	122	62	46

## ごみ処理の状況

年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
項目		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
年度末人口(人)		61,771	61,443	61,323	61,377	61,774	61,621	
排出量 (t)	一般家庭	可燃	12,568	11,018	11,304	11,166	11,422	11,455
		不燃	450	364	383	366	361	392
		粗大	694	741	835	782	847	851
		資源	4,087	4,563	4,389	4,229	4,255	4,274
		計	17,799	16,686	16,911	16,543	16,885	16,972
	事業系ごみ	3,846	4,127	3,912	4,130	4,663	5,983	
合計		21,645	20,813	20,823	20,673	21,548	22,955	
1人1日当たり排出量(g)		960	928	930	923	956	1,018	

## し尿処理の状況

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
生し尿(kl)	1,065.61	1,058.68	909.58	875.36	879.65	714.18
浄化槽汚泥(kl)	2,223.67	2,203.30	2,387.58	2,070.33	2,354.62	2,594.73
総収集量(kl)	3,289.28	3,261.98	3,297.16	2,945.69	3,234.27	3,308.91
非水洗化世帯数(世帯)	3,256	3,290	3,291	3,271	3,268	3,318
非水洗化人口(人)	10,784	10,755	10,414	10,273	9,996	9,998

## 町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

## 土壌

計量の対象	単位	No.1	No.2	No.3	No.4		
					未焼却ごみ	焼却ごみ	
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	不検出	不検出	不検出	-	-
水銀又はその化合物	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
カドミウム又はその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
鉛又はその化合物	mg/l	0.009	0.008	<0.005	<0.005	-	-
有機りん化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
六価クロム化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
砒素又はその化合物	mg/l	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
シアン化合物	mg/l	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-	-
P C B	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-
銅又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
垂鉛又はその化合物	mg/l	0.01	0.01	<0.01	0.01	-	-
ふっ化物	mg/l	0.30	0.09	0.20	0.13	-	-
ベリリウム又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
クロム又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
ニッケル又はその化合物	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
バナジウム又はその化合物	mg/l	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-
フェノール類	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-
有機塩素化合物	mg/kg	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-	-
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-
セレン又はその化合物	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	-	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	-	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.04	<0.04	<0.04	-	<0.04	<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001

判定基準：総理府令第5号別表第1

調査地点は、観測井と同地点。調査地点位置図は資料編P.21を参照。

1～4は平成14年度、5～9は平成15年度に調査を実施。

No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	基準値	定量下限
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005以下	0.0005
<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.3以下	0.001
<0.005	0.16	<0.005	<0.005	0.035	0.3以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1以下	0.01
0.16	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	1.5以下	0.01
0.001	0.007	0.015	<0.001	0.002	0.3以下	0.001
<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1以下	0.05
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.0005
0.01	0.28	<0.01	<0.01	0.03	-	0.01
0.04	0.90	0.01	0.02	0.11	-	0.01
0.49	0.15	0.19	0.41	0.75	-	0.05
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
0.16	0.01	<0.01	<0.01	0.01	-	0.01
<0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
<0.01	0.05	<0.01	<0.01	<0.01	-	0.01
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	0.02
<0.5	1.1	<0.5	<0.5	<0.5	-	0.5
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3以下	0.001
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.3以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	0.001
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2以下	0.002
<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4以下	0.04
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06以下	0.0006
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02以下	0.0002
<0.001	0.004	<0.001	<0.001	<0.001	0.1以下	0.001

資料：平成16年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

### 土壌中のダイオキシン類濃度（平成 15 年度）

計量の対象	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	基準値
Total ダイオキシン類毒性当量	62	380	190	270	420	1000pg-TEQ/g 以下

判定基準：環境庁告示第 68 号

調査地点 は、観測井 と同地点。調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。

資料：平成 16 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

### 水質

#### 観測井 No.1 ~ No.2

計量の対象	単位	No.1				
		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
カ ド ミ ウ ム	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
全 シ ア ン	mg/l	不検出	不検出	不検出		
鉛	mg/l	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六 価 ク ロ ム	mg/l	< 0.01	< 0.01	< 0.01		
砒 素	mg/l	0.002	< 0.001	0.001	0.001	< 0.001
総 水 銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		
ア ル キ ル 水 銀	mg/l	不検出	不検出	不検出		
P C B	mg/l	不検出	不検出	不検出		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
四 塩 化 炭 素	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
シ ス - 1,2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1, 1, 1 - トリククロロエタン	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
1, 1, 2 - トリククロロエタン	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006		
トリククロロエチレン	mg/l	< 0.003	< 0.003	< 0.003		
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
1, 3 - ジククロロプロペン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		
チ ウ ラ ム	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006		
シ マ ジ ン	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003		
チ オ ベ ン カ ル プ	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
ベ ン ゼ ン	mg/l	0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セ レ ン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
ふ っ 素	mg/l	0.16	0.18	0.30	0.13	< 0.05
ほ う 素	mg/l	0.6	0.6	0.7	0.2	0.1

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

平成 18 年度：平成 18 年 8 月 27 日 / 平成 18 年度：平成 18 年 12 月 18 日

No.2					基準値	定量下限
平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.05
< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
< 0.01	< 0.01	< 0.01			0.05 以下	0.01
< 0.001	< 0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005			0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.02 以下	0.002
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			0.002 以下	0.0002
< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			0.004 以下	0.0004
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.02 以下	0.002
< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
< 0.1	< 0.1	< 0.1			1 以下	0.1
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			0.006 以下	0.0006
< 0.003	< 0.003	< 0.003			0.03 以下	0.003
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			0.002 以下	0.0002
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			0.006 以下	0.0006
< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003			0.003 以下	0.0003
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.002 以下	0.002
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
< 0.1	0.6	0.5	< 0.1	0.3	10 以下	0.1
0.06	0.11	0.21	0.10	< 0.05	0.8 以下	0.05
0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	1 以下	0.1

資料：平成 18 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

## 水質

## 観測井 No.3 ~ No.4

計量の対象	単位	No.3				
		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
カ ド ミ ウ ム	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
全 シ ア ン	mg/l	不検出	不検出	不検出		
鉛	mg/l	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六 価 ク ロ ム	mg/l	< 0.01	< 0.01	< 0.01		
砒 素	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
総 水 銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		
ア ル キ ル 水 銀	mg/l	不検出	不検出	不検出		
P C B	mg/l	不検出	不検出	不検出		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
四 塩 化 炭 素	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1, 1, 1 - トリクロロエタン	mg/l	< 0.1	< 0.1	< 0.1		
1, 1, 2 - トリクロロエタン	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006		
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.003	< 0.003	< 0.003		
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002		
チ ウ ラ ム	mg/l	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006		
シ マ ジ ン	mg/l	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003		
チ オ ベ ン カ ル プ	mg/l	< 0.002	< 0.002	< 0.002		
ベ ン ゼ ン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セ レ ン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	< 0.1	1.4	< 0.1	< 0.1	< 0.1
ふ っ 素	mg/l	0.11	0.10	0.32	0.07	< 0.05
ほ う 素	mg/l	0.5	0.6	0.7	0.9	0.9

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

平成 18 年度：平成 18 年 8 月 27 日 / 平成 18 年度：平成 18 年 12 月 18 日

No.4					基準値	定量下限
平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.05
< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
< 0.01	< 0.01	< 0.01			0.05 以下	0.01
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005			0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.02 以下	0.002
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			0.002 以下	0.0002
< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004			0.004 以下	0.0004
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.02 以下	0.002
< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
< 0.1	< 0.1	< 0.1			1 以下	0.1
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			0.006 以下	0.0006
< 0.003	< 0.003	< 0.003			0.03 以下	0.003
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002			0.002 以下	0.0002
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006			0.006 以下	0.0006
< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003			0.003 以下	0.0003
< 0.002	< 0.002	< 0.002			0.002 以下	0.002
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.001	< 0.001	< 0.001			0.01 以下	0.001
< 0.1	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	10 以下	0.1
< 0.05	0.13	0.25	0.07	< 0.05	0.8 以下	0.05
0.3	0.4	0.1	0.3	0.4	1 以下	0.1

資料：平成 18 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

## 観測井 No.6 ~ No.12 - 2

計量の対象	単位	No.6			
		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
カ ド ミ ウ ム	mg/l	< 0.001	< 0.001		
全 シ ア ン	mg/l	不検出	不検出		
鉛	mg/l	0.008	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六 価 ク ロ ム	mg/l	< 0.01	< 0.01		
砒 素	mg/l	0.003	0.003	0.003	0.003
総 水 銀	mg/l	< 0.0005	< 0.0005		
ア ル キ ル 水 銀	mg/l	不検出	不検出		
P C B	mg/l	不検出	不検出		
ジ ク ロ ロ メ タ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002		
四 塩 化 炭 素	mg/l	< 0.0002	< 0.0002		
1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	mg/l	< 0.0004	< 0.0004		
1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	mg/l	< 0.002	< 0.002		
シ ス- 1,2-ジククロロエチレン	mg/l	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1, 1, 1 - トリククロロエタン	mg/l	< 0.1	< 0.1		
1, 1, 2 - トリククロロエタン	mg/l	< 0.0006	< 0.0006		
トリククロロエチレン	mg/l	< 0.003	< 0.003		
テトラククロロエチレン	mg/l	< 0.001	< 0.001		
1, 3 - ジククロロプロペン	mg/l	< 0.0002	< 0.0002		
チ ウ ラ ム	mg/l	< 0.0006	< 0.0006		
シ マ ジ ン	mg/l	< 0.0003	< 0.0003		
チ オ ベ ン カ ル プ	mg/l	< 0.002	< 0.002		
ベ ン ゼ ン	mg/l	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セ レ ン	mg/l	< 0.001	< 0.001		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
ふ っ 素	mg/l	0.38	0.55	0.31	0.17
ほ う 素	mg/l	0.5	0.5	0.3	0.4

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

■：基準を超過した項目

調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

平成 18 年度：平成 18 年 8 月 27 日 / 平成 18 年度：平成 18 年 12 月 18 日

No.7						基準値	定量下限
平成 15 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	0.001
不検出	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	0.013	0.008	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			0.05 以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004			0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006			0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003			0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			0.002 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	0.001
0.4	0.1	0.2	1.4	1.3	0.9	10 以下	0.1
0.27	0.16	0.26	0.16	0.14	0.13	0.8 以下	0.05
1.9	1.8	1.9	1.8	2.2	2.2	1 以下	0.1

資料：平成 18 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

## 観測井 No.6 ~ No.12 - 2

計量の対象	単位	No.10-1			No.11-1			No.11-2		
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 18 年度
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	mg/l	不検出								
鉛	mg/l	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	mg/l	0.006	0.001	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002	<0.001	<0.001
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/l	不検出								
P C B	mg/l	不検出								
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1.0	0.3	<0.1	2.2	2.6
ふっ素	mg/l	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06
ほう素	mg/l	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

■：基準を超過した項目

調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

平成 18 年度：平成 18 年 8 月 27 日 / 平成 18 年度：平成 18 年 12 月 18 日

No.12-1			No.12-2					基準値	定量下限
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 17 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 18 年度		
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
不検出	検出されない こと	0.05							
< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.026	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下	0.01
< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.001	0.001	0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	検出されない こと	0.0005							
不検出	検出されない こと	0.0005							
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下	0.002
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	0.0002
< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下	0.0004
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下	0.002
< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1 以下	0.1
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下	0.0006
< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03 以下	0.003
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	0.0002
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下	0.0006
< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下	0.0003
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.002 以下	0.002
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.1	< 0.1	< 0.1	0.2	< 0.1	< 0.1	0.4	0.2	10 以下	0.1
< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.07	< 0.05	< 0.05	0.07	< 0.05	0.8 以下	0.05
0.3	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.4	0.3	1 以下	0.1

資料：平成 18 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

## 水質

## 湧水 No.1 ~ 井戸

計量の対象	単位	湧水 No.1					湧水 No.2				
		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
カドミウム	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001		
全シアン	mg/l	不検出	不検出	不検出			不検出	不検出	不検出		
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01			<0.01	<0.01	<0.01		
砒素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005		
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	不検出			不検出	不検出	不検出		
P C B	mg/l	不検出	不検出	不検出			不検出	不検出	不検出		
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002		
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002			<0.0002	<0.0002	<0.0002		
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004			<0.0004	<0.0004	<0.0004		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002		
トリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006		
トリクロロエチレン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003			<0.003	<0.003	<0.003		
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002			<0.0002	<0.0002	<0.0002		
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006		
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003			<0.0003	<0.0003	<0.0003		
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002		
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	<0.1	3.4	3.8	1.4	0.3	1.3	3.9	2.8	1.4	1.7
ふっ素	mg/l	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1

判定基準：地下水の水質汚濁に係わる環境基準（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号平成 11 年 2 月 22 日改正）

調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

調査日：平成 14 年度：平成 14 年 11 月 12 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 8 月 26 日 / 平成 15 年度：平成 15 年 11 月 25 日

平成 16 年度：平成 16 年 8 月 31 日 / 平成 16 年度：平成 16 年 12 月 15 日

平成 17 年度：平成 17 年 10 月 14 日 / 平成 17 年度：平成 17 年 11 月 22 日 / 平成 17 年度：平成 18 年 2 月 15 日

平成 18 年度：平成 18 年 8 月 27 日 / 平成 18 年度：平成 18 年 12 月 18 日

池				井戸					基準値	定量下限
平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度		
<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
不検出	不検出			不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	0.005
<0.01	<0.01			<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	0.01
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.001
<0.0005	<0.0005			<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出			不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出			不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.0002	<0.0002			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0004	<0.0004			<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	0.0004
<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.002
<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.011	<0.004	0.006	0.004	0.004	0.04 以下	0.004
<0.1	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1
<0.0006	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.003	<0.003			<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.003
<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.0002	<0.0002			<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	0.0002
<0.0006	<0.0006			<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	0.0006
<0.0003	<0.0003			<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	0.0003
<0.002	<0.002			<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.002 以下	0.002
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
<0.001	<0.001			<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	0.001
3.9	5.7	2.6	1.7	<0.1	<0.1	0.2	<0.1	0.2	10 以下	0.1
0.10	<0.05	<0.05	<0.05	0.16	0.26	0.09	<0.05	<0.05	0.8 以下	0.05
<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.1

資料：平成 18 年度 竹袋焼却場跡地モニタリング調査業務委託 報告書

臭気及び湧出ガス

調査年度		平成 17 年度				平成 18 年度				
地名		No.3	No.6	No.8	No.9	No.3	No.6	No.8	No.9	
臭気分析	臭気指数	17 <sup>注1</sup>	20 <sup>注2</sup>	20 <sup>注2</sup>	16 <sup>注1</sup>	20 <sup>注2</sup>	21 <sup>注2</sup>	27 <sup>注2</sup>	25 <sup>注2</sup>	
	臭気濃度	55	98	98	39	98	130	550	310	
湧出ガス分析	硫化水素 (ppm)		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	
	アンモニア (ppm)		< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	< 1	
	メタン (可燃性ガス)	(%) (*11)	0.25 <sup>注3</sup>	0.15 <sup>注3</sup>	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.15 <sup>注5</sup>	1.7 <sup>注4</sup>	< 0.05
		(%LEL) (*1)	5 <sup>注3</sup>	3 <sup>注3</sup>	< 1	< 1	< 1	3 <sup>注5</sup>	34 <sup>注4</sup>	< 1

【臭気指数】

注 1：基準値を超過した項目（14 以上～20 未満）

注 2：基準値を超過した項目（20 以上）

注 3：検出したが、基準値未満の項目

【湧出ガス分析】

注 4：基準値を超過した項目

注 5：検出したが、基準値以下の項目

調査地点 は、観測井 と同地点。調査地点位置図は資料編 P.21 を参照。

備考 (\*1) %LEL：爆発下限界濃度

(\*2) 「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について（平成 7 年 9 月 環大企第 286 号）」別表 2 に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

(\*3) 「悪臭防止法施行規則（昭和 47 年 5 月 総理府令第 39 号）」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準の範囲。

(\*4) 「労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 法律第 57 号）」に基づく「作業環境評価基準（昭和 63 年 労働省告示第 79 号）」に示されている管理濃度。

(\*5) 「許容濃度等の勧告（1997）（日本産業衛生学会）」産業医学、39、第 4、129（1997）  
労働者が 1 日 8 時間、週間 40 時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。  
\*ただし、勧告は毎年更新される。

(\*6) アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する時間加重平均濃度（TLV - TWA）  
1 日 8 時間、1 週 40 時間の時間加重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

(\*7) アメリカ産業衛生専門家会議（ACGIH）の勧告する短時間暴露限度（TLV - STEL）  
連続した暴露が 1 回 15 分以内、1 日 4 回を超えないこと、また暴露の間隔は 60 分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの 15 分間の時にも超えてはならない。

(\*8) 「労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 労働省令第 32 号）」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

(\*9) 「酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年 9 月 労働省令第 42 号）」に示されている“換気が必要とする濃度”

(\*10) 爆発限界：可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

(\*11) メタン（可燃性ガス）の値（%）は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値（%LEL）から換算した。



## アスベスト

### 公共施設における吹付け材の使用状況及び成分分析結果

アスベスト(石綿)は軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきました。しかし、繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発がん物質と断定しました。

日本でもアスベストによる健康被害は、事業場内で働く従業員の他に、事業場の周辺住民などへ拡大し、大きな社会問題となりました。こうした中、厚生労働省では、石綿の製造・使用等の全面禁止を盛り込んだ「労働安全衛生法施行令」等を平成18年9月1日に施行し、住民の不安解消に努めています。

印西市では平成17年度に公共施設における吹付け材の使用状況と成分分析を行った結果、アスベストは検出されませんでした。法令の改正により石綿含有量の基準が1.0%から0.1%に変わり、測定方法が統一化したことにより、平成17年度の調査結果を基に平成18年度に対象となる施設・箇所において、下記の表のとおり調査を実施しました。

調査終了後には、施設利用者への周知を行い、随時、吹き付け状態を確認し、空気環境調査を年1回実施することで、施設利用者の健康に被害を及ぼしていないことを確認しています。

また、吹き付けアスベストの除去作業では、石綿障害予防規則等関係法令を遵守し実施します。

### 平成18年度 対象施設調査結果

施設名 【担当課】	建築年	調査箇所	測定日	空気中濃度 (f/L)		建材製品中含有量		検出された石綿の種類	次年度の対策
				測定値	定量下限値	定性分析 (3000粒子中)	定量分析 (%)		
中央公民館 【生涯学習課】	S 54	1F ロビー、 展示コーナー	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	空気環境 調査を継続 実施
		2F 和室	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	
		2F 廊下	H18.11.13	検出せず	0.3	-	-	-	
		3F 廊下	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	
		4F 視聴覚室兼音楽室	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	
		4F 廊下	H18.11.13	検出せず	0.3	-	-	-	
		5F 講堂	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	
小林小学校 【教育総務課】	S 57	玄関	H18.11.11	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	除去工事を 予定
		音楽室	H18.11.11	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	
中央保健 センター 【健康管理課】	S 54	ロビー	H18.11.13	検出せず	0.3	4本以上	0.1超	クリソタイル	除去工事を 予定

## 相談窓口

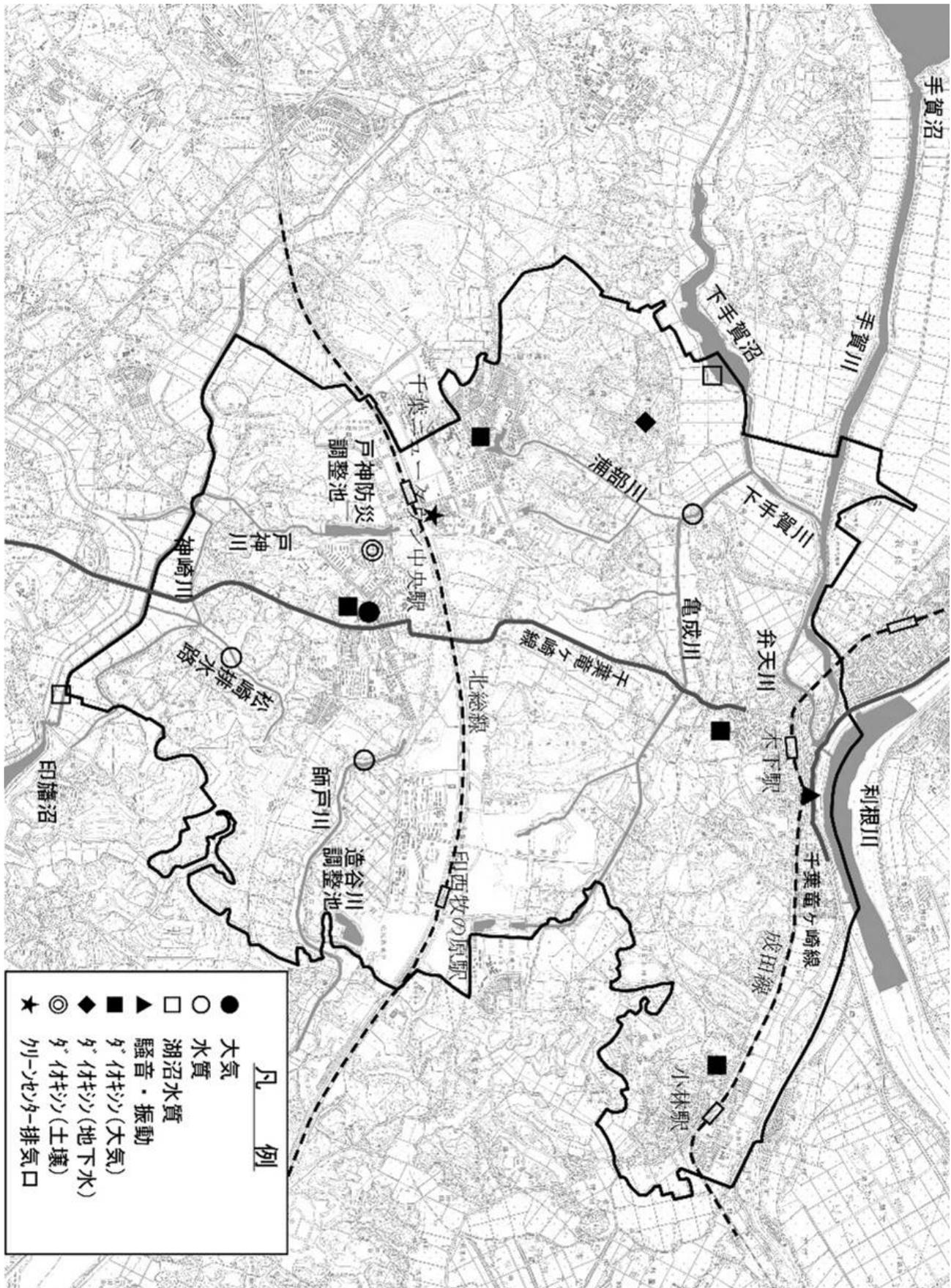
相談等の内容	窓 口	電 話
健康相談	健康増進課	0476-42-5111 内線 323
	中央保健センター	0476-42-5595
	南部保健センター	0476-47-2111
一般環境及び廃棄	生活環境課	0476-42-5111 内線 367,363
教育施設について	教育総務課	0476-42-5111 内線 766
公共施設について (調査結果について)	管財課	0476-42-5111 内線 487

アスベストに関する健康管理手帳、健康診断、労働補償についての相談は、最寄の労働局か労働基準監督署（成田労働基準監督署 電話：0476-22-5666）にお願いします。

千葉県ホームページ 「石綿（アスベスト）について Q&A」  
[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_taiki/asbestos/sekimenqa-3.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_taiki/asbestos/sekimenqa-3.html)

環境省ホームページ 「アスベスト（石綿）について Q&A」  
[http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/q\\_and\\_a.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/pdfs/q_and_a.pdf)

厚生労働省 「アスベスト（石綿）情報」  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>



環境指標の進捗状況（基本目標）に伴う調査の調査地点位置図

## 2 環境に関する市民・事業者意識調査 集計結果

### 調査概要

#### 調査期間

平成 19 年 5 月 8 日～5 月 23 日

#### 調査方法

郵送調査（無記名回答）

#### 抽出方法

市民：年代別及び住居地域別の層化抽出

事業者：業種等を考慮した抽出

### 回収率

	市民	事業者
発送数	2,041	200
回収数	657	73
回収率	32.2%	36.5%

### 集計方法

#### 地域区分について

地区	地域区分
千葉ニュータウン 中央地区	大塚 1～3 丁目、牧の木戸 1 丁目、木刈 1～6 丁目、小倉台 1～4 丁目 内野 1～3 丁目、武西学園台 1～2 丁目、原山 1～3 丁目、中央北 3 丁目 中央南 1～2 丁目、天神台 1 丁目、高花 1～6 丁目、戸神台 1 丁目
千葉ニュータウン 印西牧の原地区	西の原 1～4 丁目、原 2～4 丁目
木下・大森地区	木下、竹袋、別所、宗甫、木下東 1～4 丁目、平岡、大森、鹿黒、亀成、発作 相嶋、浅間前
小林地区	小林、小林浅間 1～3 丁目、小林大門下 1～3 丁目、小林北 1～6 丁目
永治地区	浦部、浦部村新田、白幡、浦幡新田、高西新田、小倉、和泉、十倉一
船穂地区	武西、戸神、船尾、松崎、結縁寺、多々羅田、谷田、佐山
草深地区	草深、泉

#### 無回答について

無回答には無記入及び無効回答を含む。

#### 回答率について

回答は率で表示し、設問毎に各項目の回答者数を回答者総数で除したものであり、小数点第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示している。このため、百分率の合計が 100%にならない場合がある。

## 結果の概要

「環境白書」の作成に伴い、昨年度に引き続いて環境に関する市民・事業者への意識調査を実施しました。調査内容は、「環境基本計画及び環境行動指針の周知」、「環境施策の推進に関する満足度」、「環境行動の実践状況」、「市内において感じている環境課題および市が重点的に取り組んでいくべき施策」、「環境基本計画見直しにおける意見・提案」に関する設問を設定しました。

「環境基本計画（問１）」の設問では、市民・事業者ともに「知らない」の回答が過半数を占めていますが、昨年度と比べ、事業者の認知度は高くなっています。

「環境行動指針（問２）」の設問では、市民約５割、事業者約４割の認知度となっていますが、市民の約３割が「環境行動指針（ecoカレンダー）」をカレンダーとして利用していることから、今後も環境に対する意識の向上を図っていく必要があります。

「環境に関する行政施策の推進（問３）」の満足度については、市民・事業者ともに、「公園などの緑が増えてきている」、「ごみの減量・リサイクルが進んでいる」の満足度が高く、これまでに印西市が積極的に進めている公園整備やごみの減量化の取組みを反映した結果となりました。また、昨年度と比べると事業者では「野焼きやダイオキシン対策が進んでいる」、「エネルギー対策が進んでいる」の満足度が高くなっています。

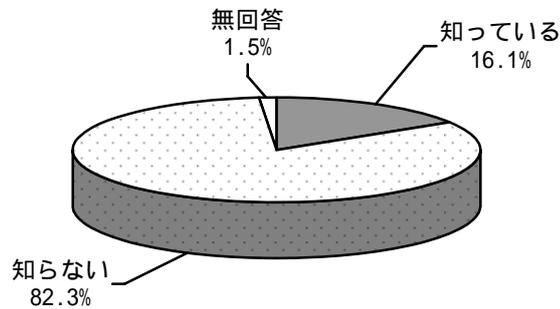
「市内における最近の主な環境課題（問５）」及び「市が重点的に取り組んでいくべき環境施策（問６）」の設問では、市民・事業者ともに「不法投棄・ポイ捨て」、「地球温暖化」、「交通渋滞」が環境課題の上位を占めており、市の現状を表している回答となっています。特に「不法投棄・ポイ捨て」については、市が重点的に取り組むべき環境施策として回答が約４割を占めています。千葉県は立地や土地利用の状況から、全国的に見ても不法投棄が多いため、県独自の条例を制定するなど、不法投棄対策を進めています。市でも不法投棄パトロールや通報制度の整備を進めており、平成１５年度から減少傾向となっています。また、ポイ捨て対策としてポイ捨て禁止条例の策定に向け検討を進めています。

「環境基本計画の見直しに関する意見（問７）」では、見直しに関して以下の意見が上げられました。

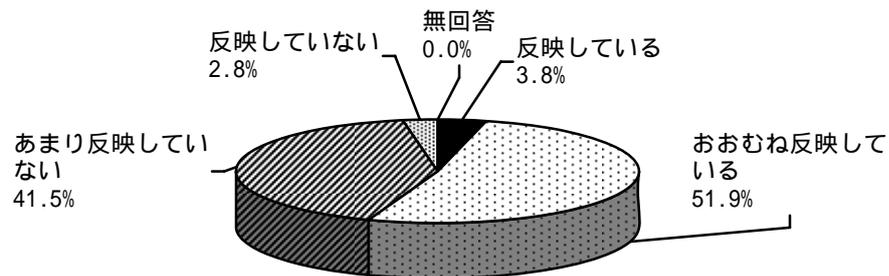
- ・まちの開発が進んで便利になる一方、自然豊かな印西市がどんどん破壊されている。人間の作った自然環境ではなく、保全にも力を注いでほしい。
- ・地域住民のボランティア活動を推進できる態勢を作り、里山、農地の保全、活用を図ることが必要である。
- ・野焼きに関する情報の周知と野焼き対策を強化してほしい。
- ・不法投棄の原因とならないようごみの収集場所の整備をしてほしい。
- ・不法投棄・ポイ捨てやペット（犬）の散歩中のふんの始末に関する条例を策定してほしい。
- ・歩きたばこの禁止区域の設定または歩行禁煙都市宣言などしてほしい。
- ・環境美化対策の強化。不法投棄等防止の実施基本計画を町内会単位で議論して実施計画を策定してほしい。
- ・なるべく個人、家庭で簡単にできるわかりやすいecoや環境施策を周知してほしい。
- ・市民が少しでも多くの環境問題に組み入り行動できるよう、情報や学習の場を少しでも多くしてほしい。

## 市民意識調査

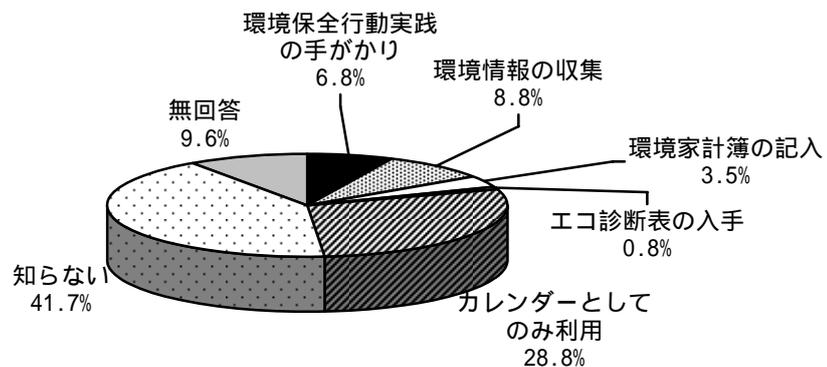
問1 あなたは、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。



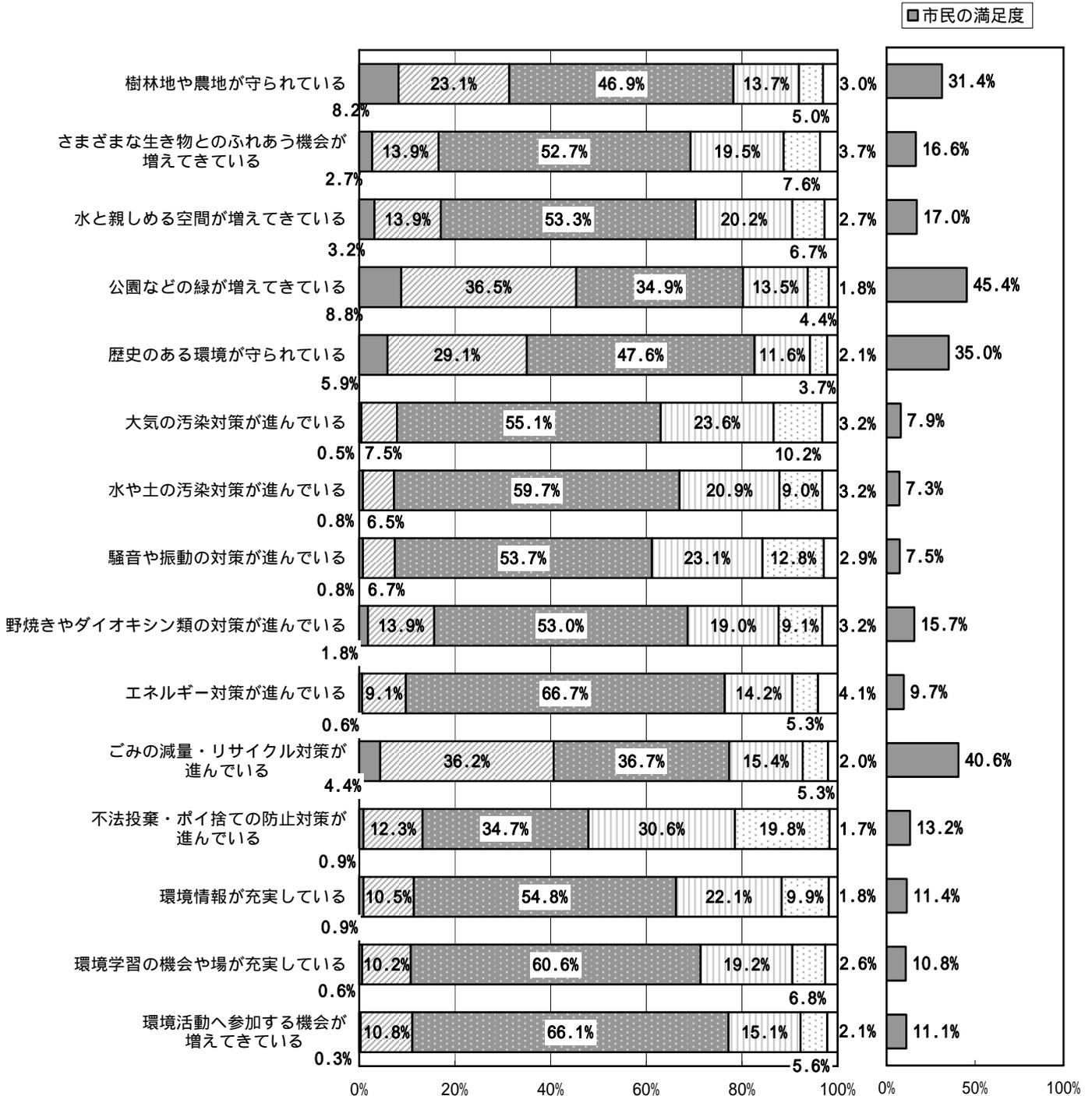
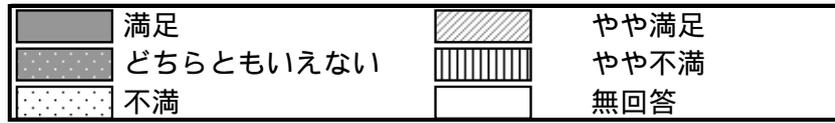
問1 - 1 「印西市環境基本計画」をご存知の方に質問します。現在の計画は環境問題を適切に反映していると思いますか。



問2 あなたは、「印西市環境行動指針 (eco カレンダー)」をご存知ですか。またご存知の方は、どのように「環境行動指針 (eco カレンダー)」を活用していますか。

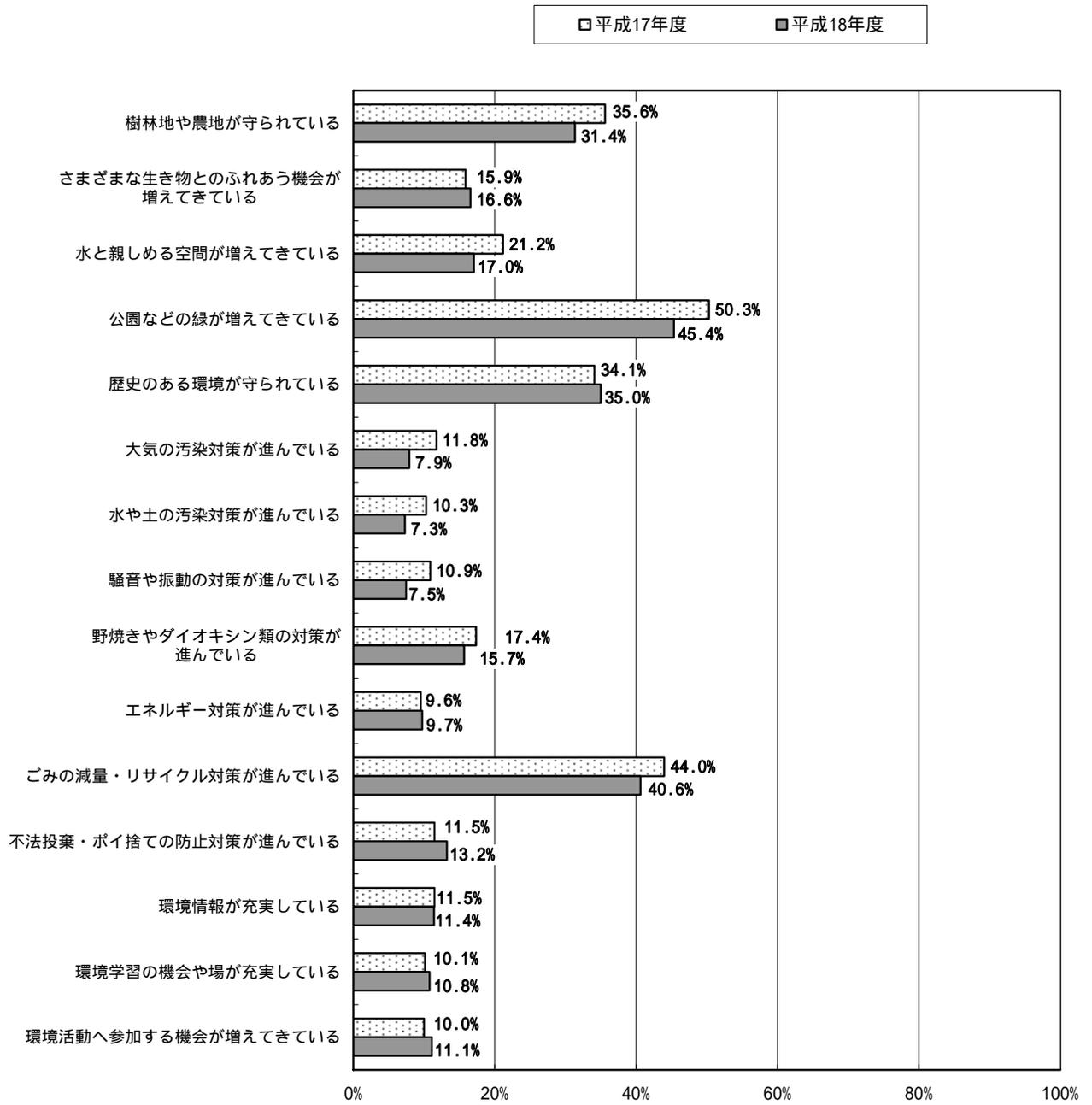


問3 あなたは、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。



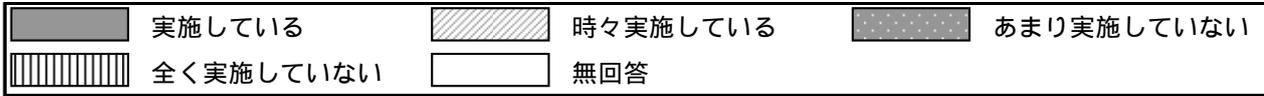
備考) 満足度：(「満足」、「やや満足」の回答数) / (総数) より算出している。

## 【満足度の比較（平成17年度と平成18年度）】



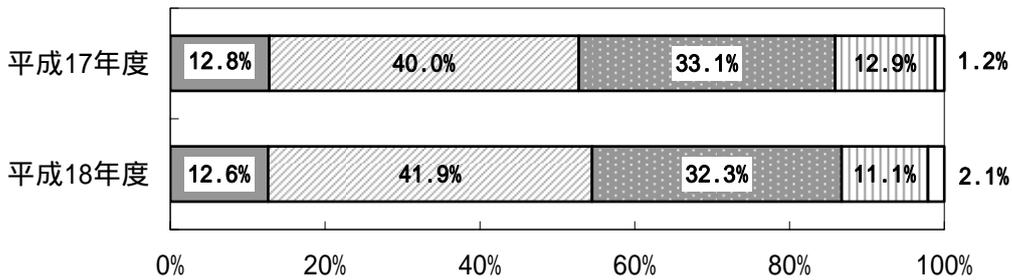
問4 環境の行動について、あなたは、ふだんどのようなことを行っていますか。

(平成17年度と平成18年度実施状況の比較)

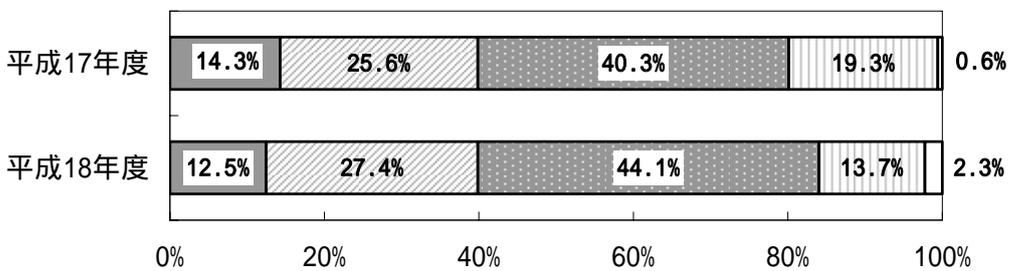


(1) 里山やみどり豊かな自然について

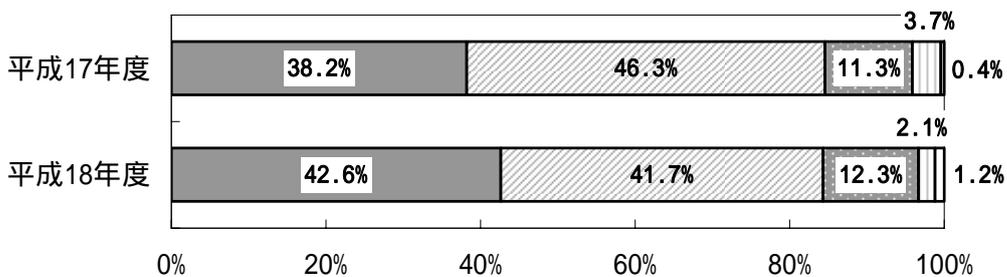
ア 自然とふれあう機会を大切にし、自然環境を学ぶ

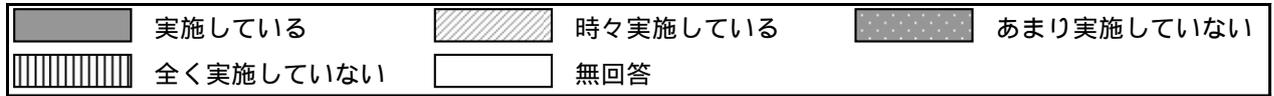


イ 里山や谷津田などの自然を守る行動を心がける



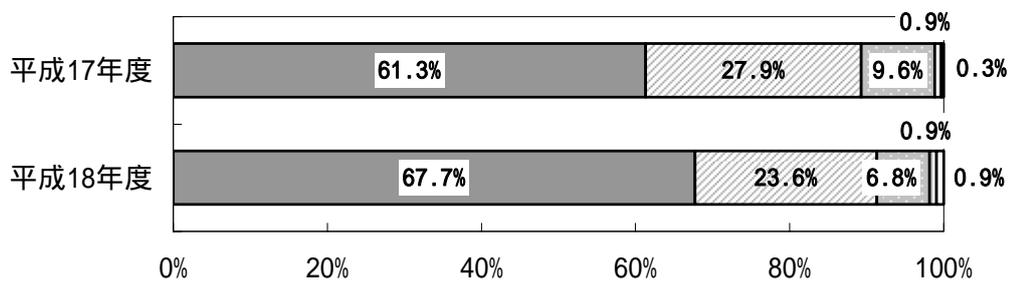
ウ 身のまわりのみどりを大切にする



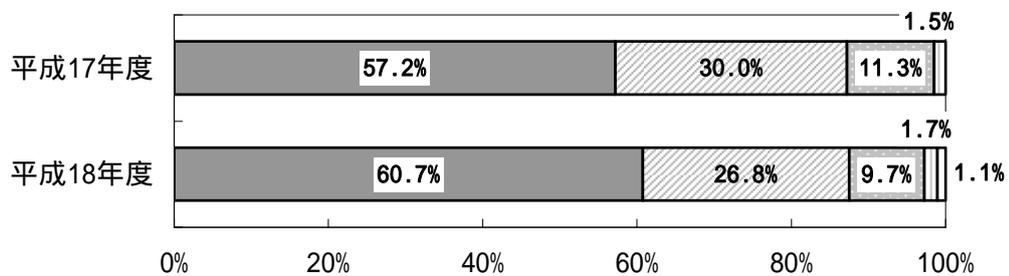


## (2) 水質汚濁や水辺環境について

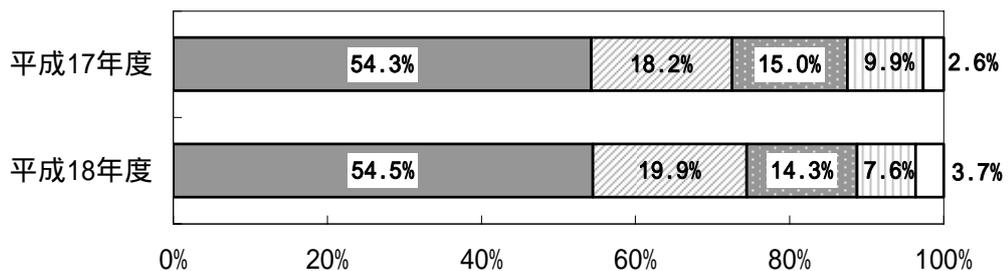
## ア 調理くずや油を排水に流さないなど、水を汚さない工夫をする

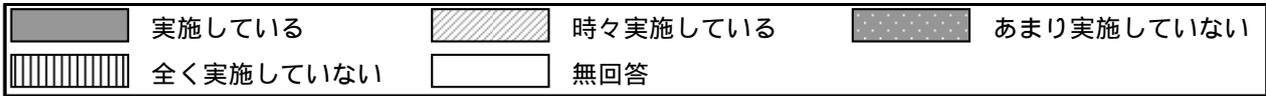


## イ 歯みがきやシャワーで水を流したままにせず、節水に心がける



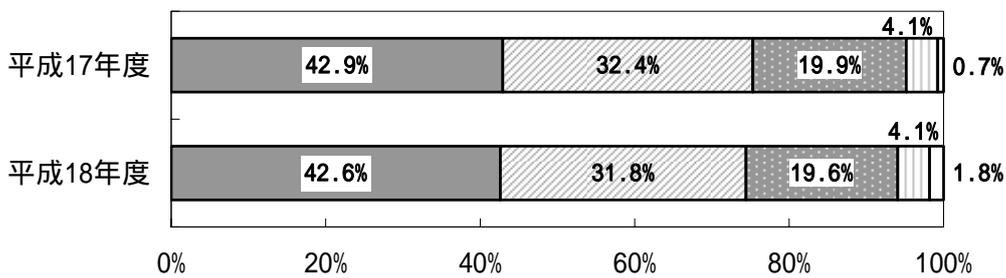
## ウ 亀成川、利根川などで、水辺とのふれあい・親しみを大切に、利用する際はゴミを持ち帰る



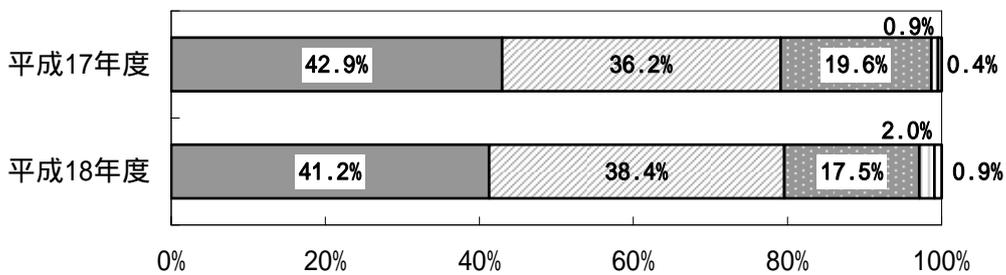


(3) 省エネルギーについて

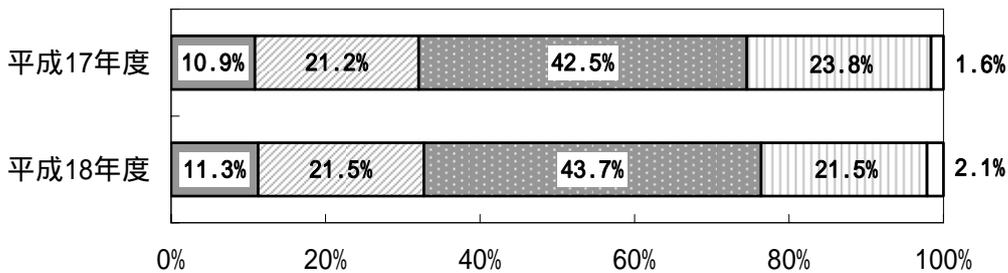
ア エアコンの設定温度は、夏 28 以上、冬 20 以下を目安にする

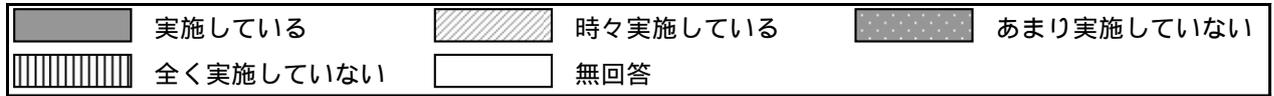


イ 冷蔵庫に物を詰め込みすぎないようにし、無駄な扉の開閉をなくす



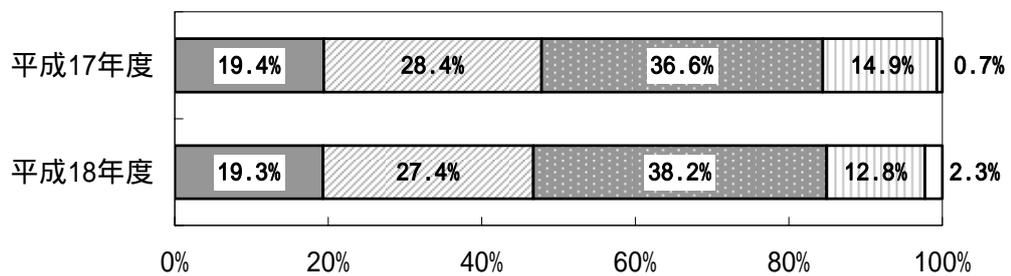
ウ 太陽熱などの自然エネルギーについて学ぶ



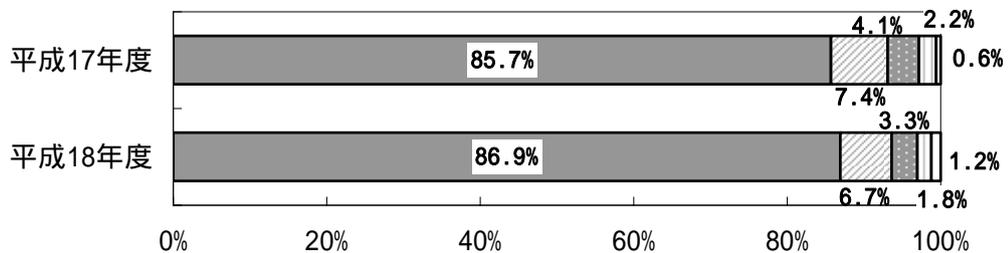


## (4) 大気汚染や騒音問題について

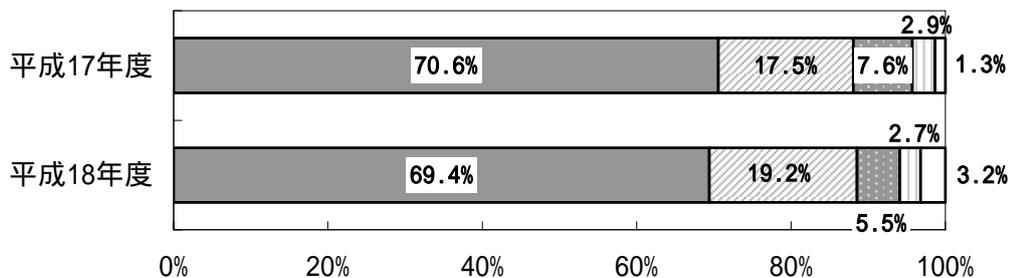
## ア 車の運転を控え、なるべく公共交通機関を利用する

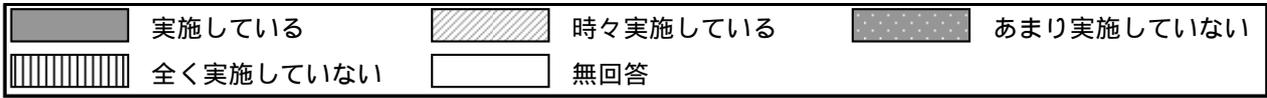


## イ 家庭でごみの焼却をしないようにする



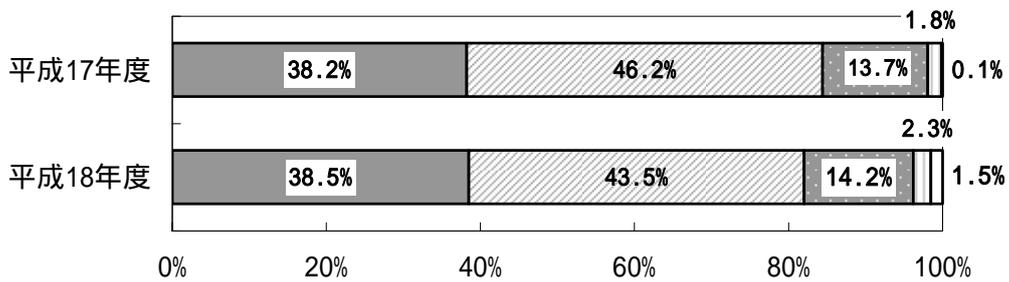
## ウ ピアノや音響機器の使用やペットの鳴き声などに気を配る



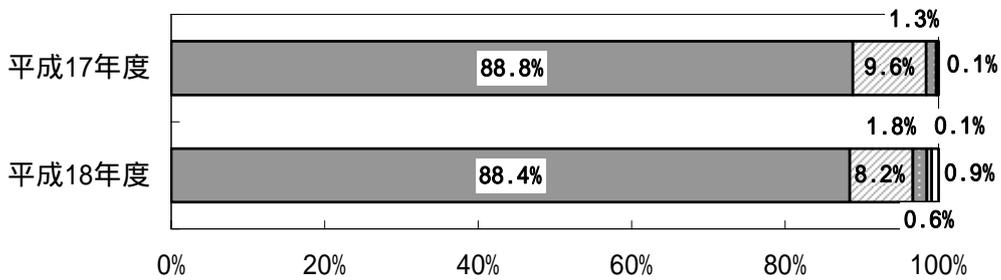


(5) ごみ問題について

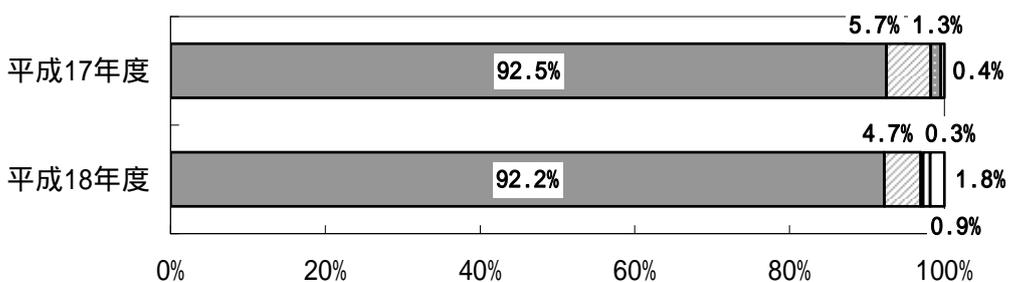
ア 使い捨て商品や無駄な物を買わない工夫をする

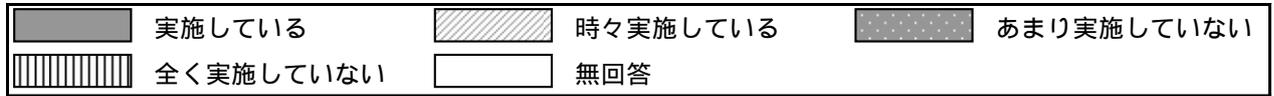


イ ごみの分け方や出し方を守る



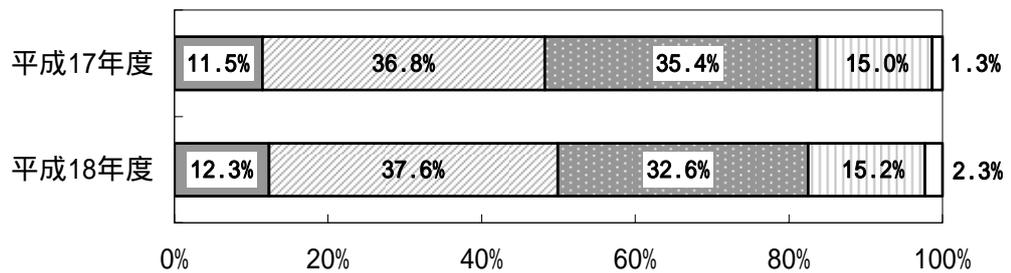
ウ ごみやタバコの吸い殻のポイ捨てをなくす



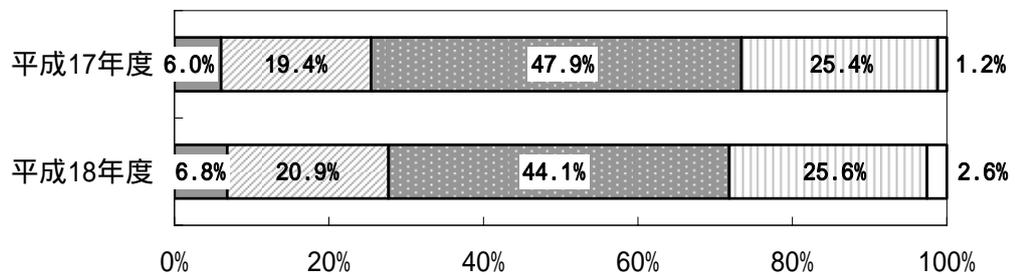


## (6) 環境学習・環境教育や環境活動について

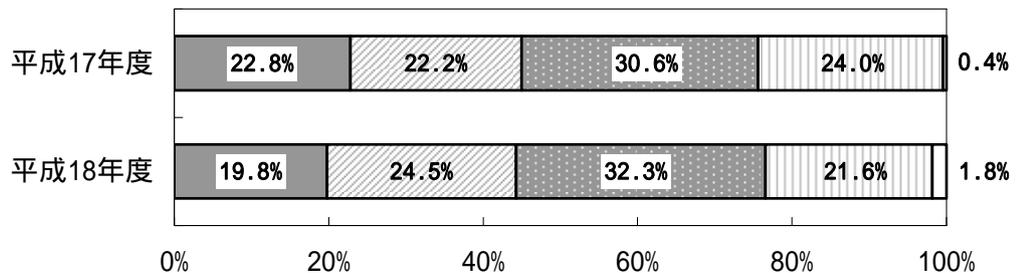
## ア 家庭や学校などで環境問題について話し合いをする



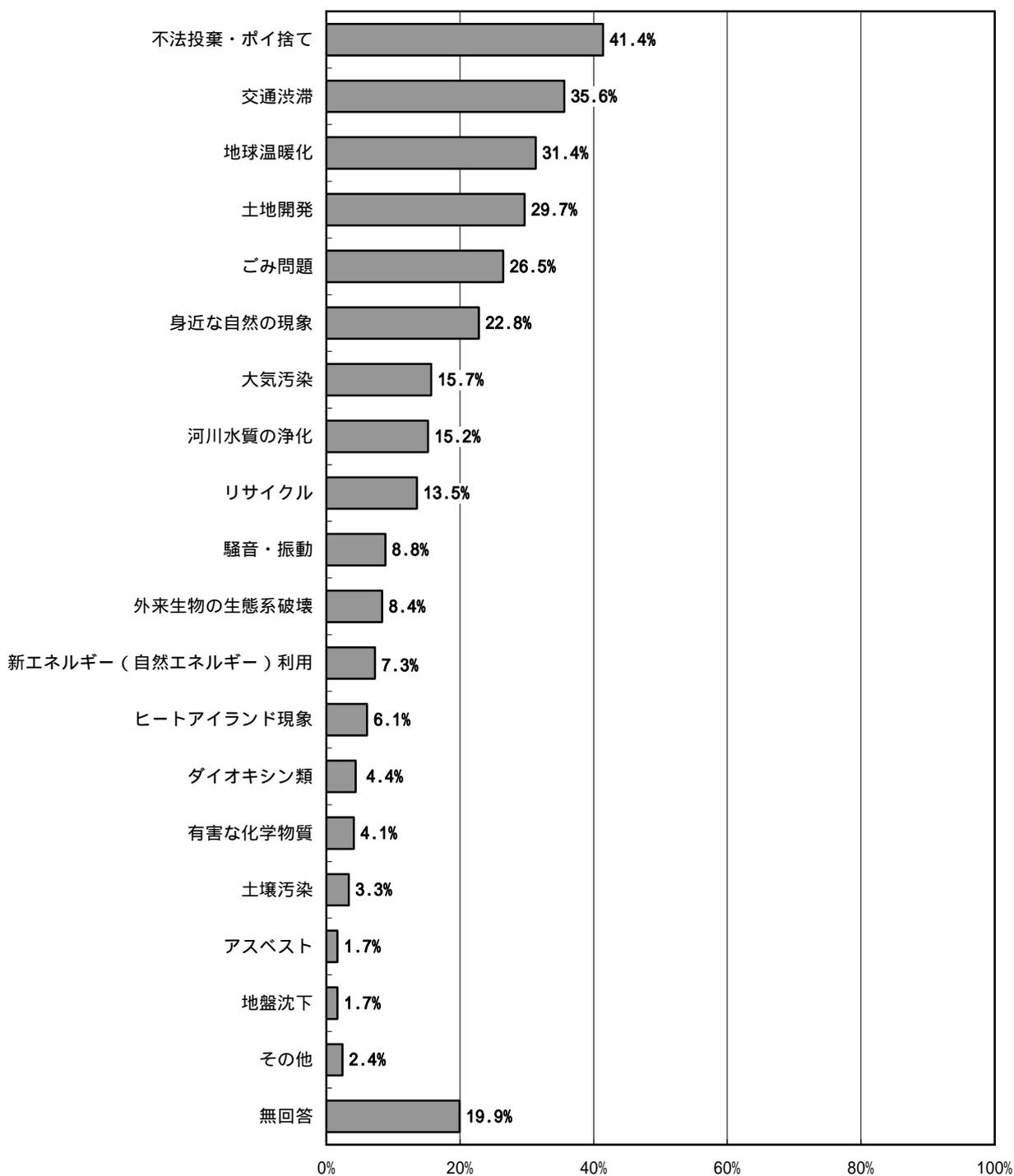
## イ 環境に関する学習・教育に参加・協力する



## ウ クリーン伊西推進運動など地域の環境活動に参加・協力する

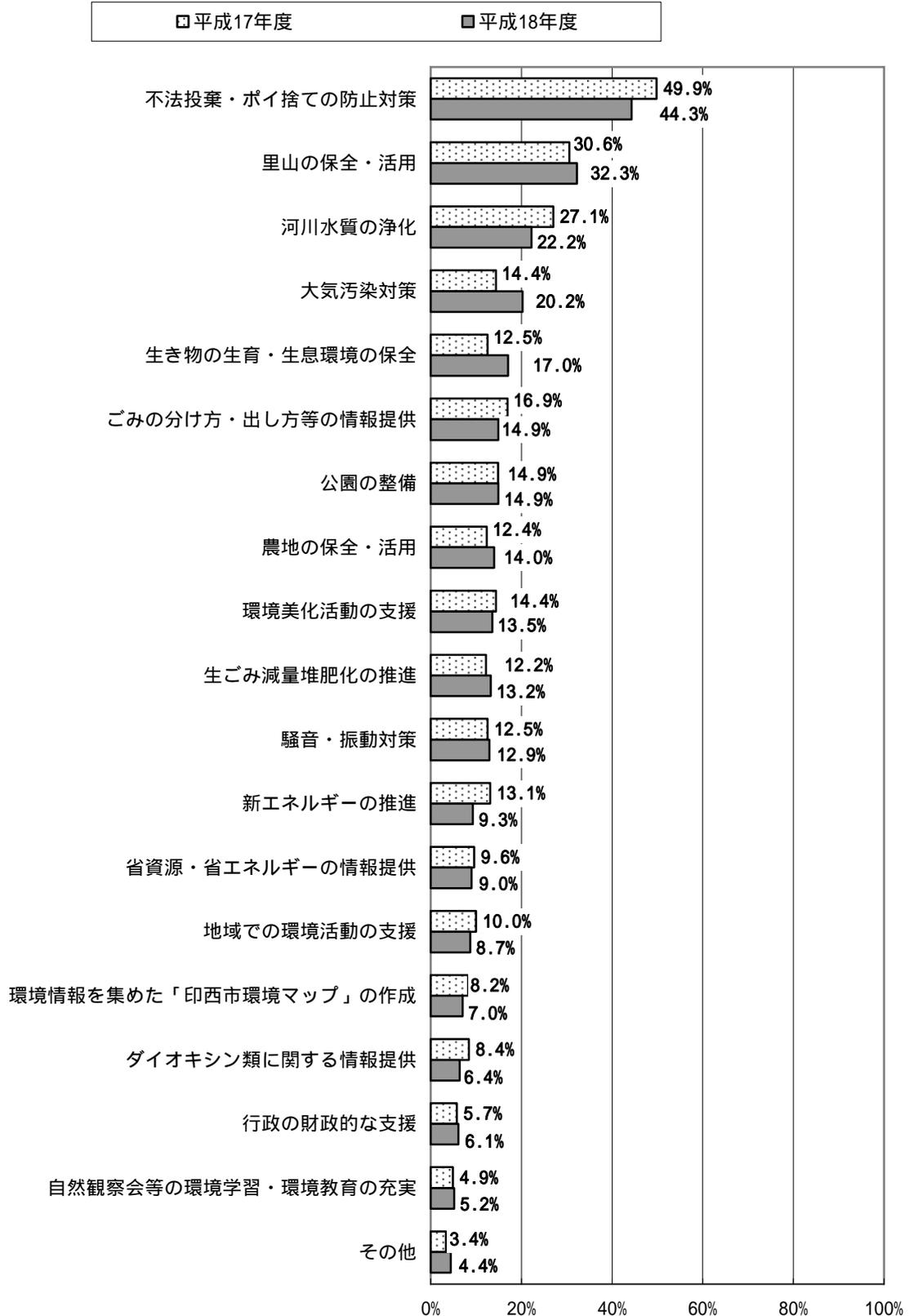


問5 市内における最近の主な環境課題は何だと思いますか。(複数回答あり=3つまで)



問6 あなたは、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか（複数回答あり＝3つまで）。

（平成17年度と平成18年度の優先的にやってほしい施策の比較）



問7 現在の環境基本計画に対するご意見や今後盛り込んでほしい取組み、環境基本計画見直しに関してのご提案があれば、ご記入ください

(1) 意見の項目別整理

項目	内 訳	件 数
自然環境、まちのみどりに関するもの	自然環境の保全	5
	森林・樹林地の保全	2
	里山、農地の保全と活用	9
	生態系の確保	1
	野生動植物の保全地区の見直し	1
	自然にふれあう場の創出	3
	河川工事・改修	1
	公園の整備	11
	その他	1
歴史・文化に関するもの	歴史・文化の継承	1
公害問題に関するもの	大気汚染	10
	野焼き	3
	悪臭	2
	水質汚濁、地下水・土壌汚染	4
	騒音・振動	5
	有害化学物質、農薬・除草剤	6
	電磁波の人体への影響	1
	その他	2
	省エネルギー・新エネルギーに関するもの	新エネルギーの普及
新エネルギーの導入		2
地球環境に関するもの	地球温暖化防止の取組みの普及	1
	緑化の推進	2
	その他	1
ごみ問題・リサイクルに関するもの	ごみの減量化	7
	レジ袋・容器包装	2
	ごみの分別、リサイクル	2
	ごみの収集場所の整備	4
	不法投棄・ポイ捨て、ペットの糞尿対策	14
	ポイ捨て禁止条例の策定	3
	まちの美化	3
	モラル・マナー	5
その他	1	
環境情報、環境教育・学習に関するもの	環境問題・情報の周知	14
	環境基本計画の周知	5
	環境教育の充実	2
	環境教育のあり方	4
	環境教育・学習の場の創出	3
環境保全活動に関するもの	環境活動の推進	5
	環境活動の支援	1
まちの景観、まちづくりに関するもの	交通渋滞の解消、違法駐車対策	6
	公共交通網の整備	4
	街灯の設置	3
	道路整備・街路樹の管理	8
	下水道の管理	2
	駐輪場や自転車道の整備	2
	土地開発、荒地の有効活用	5
	景観の形成	6
	自然を活かしたまちづくり	16
	その他	4
	その他	その他

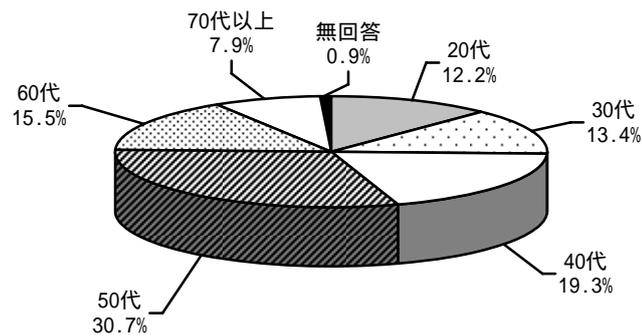
## (2) 環境基本計画見直しに関する主な意見・提言

・まちの開発が進んで便利になる一方、自然豊かな印西市がどんどん破壊されている。人間の作った自然環境ではなく、保全にも力を注いでほしい。
・生態系を壊すようなまちづくりはなるべくやめてほしい。なるべく自然の森を保全する形で作ってほしい。
・減反を田んぼに戻してほしい。市経営農業会社（社員ボランティア）を立ち上げる。
・地域住民のボランティア活動を推進できる態勢を作り、里山、農地の保全、活用を図ることが必要である。
・自然と親しむための里山作りや谷津田などの耕作放棄地の整理をしてほしい。
・市の里山・農地をできるだけそのままにしてほしい。開発はできるだけ避け、維持することに取り組んでほしい。
・遊休地の美化と有効活用をしてほしい。
・民間主導の環境保全活動の支援をしてほしい。
・身近な里山の保全、“整備”ではなく最小限の手入れをして、特に子どもたちが日常的に活動できるような場にしてほしい。
・生物多様性の確保や希少動植物の保護など他市村と連携して行う方法を考えてほしい。
・生物の多様性を守るため、市内の保全地区（里山保全地区も含め）の見直しをしてほしい。
・一般の人が草花を植える場所を作ってほしい。
・過大な河川の護岸工事・橋は、自然環境などに影響を与えないか検討して造ってほしい。
・里山などを開拓してまで自然と触れ合うための公園整備をする必要があるのか検討してほしい。
・大気汚染対策をしてほしい。看板、ちらし、交通機関への働きかけをお願いしたい。
・クリーンセンターの煙突が低く、周囲に高層建築物ができているため、早急に対策をとってほしい。
・野焼きに関する情報の周知と野焼き対策を強化してほしい。
・朝方、夜間の悪臭対策をしてほしい。
・印旛沼及びその周辺河川の水質浄化をしてほしい。
・夜間の騒音策をとってほしい。
・大型車の走行の際の騒音・振動対策をしてほしい。
・有害化学物質の情報をわかりやすく、また市民の目につくようにしてほしい。
・農薬空中散布をやめるようにしてほしい。
・電磁波の健康への影響とその具体的対策をとってほしい。
・飲み水が浄水器をつけないと飲めないのを改善してほしい。
・環境に係る研究開発の支援などを考えてみてはどうか。
・太陽光発電など新エネルギーを導入しやすいよう補助してほしい。
・バイオマス発電や太陽光発電等、自然エネルギーで印西市内のエネルギーをある程度自給できるような仕組みを作ってほしい。
・大型店舗など事業者に対して、一部でも自然エネルギーを使ってもうろうよう働きかけてはどうか。
・太陽光発電、風力発電の助成など代替エネルギー活用都市となるよう取組みをしてはどうか。

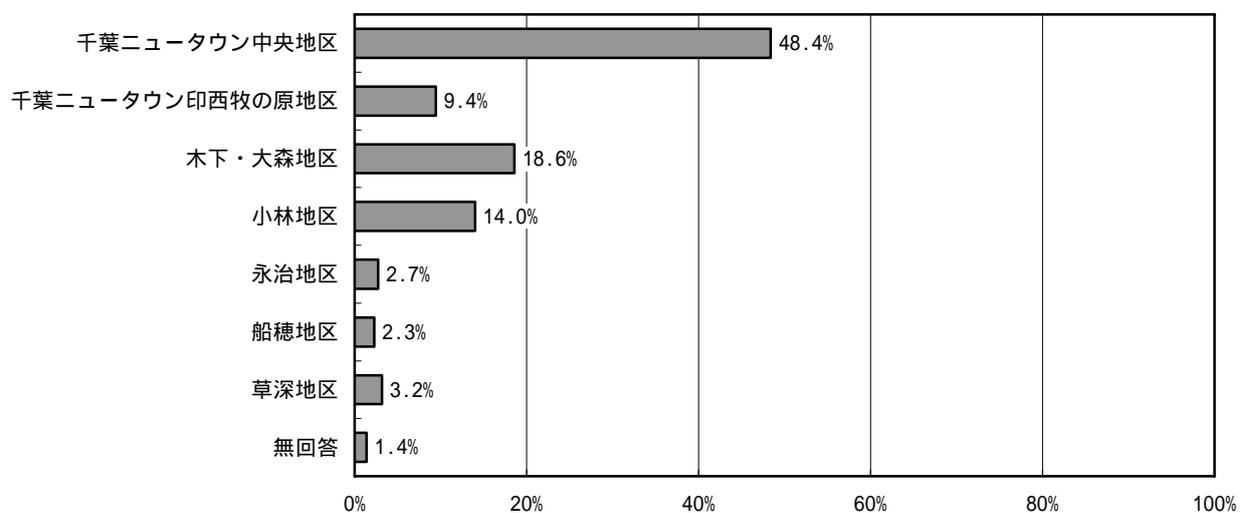
- ・地球温暖化防止に向けての「地域からの取組み」をわかりやすくしてほしい。
- ・地球温暖化防止のため、マンション、戸建、オフィス等屋上や屋根の緑化を推進してほしい。
- ・剪定した木や枝等をごみとしてでなく、収集して堆肥を作るということをやしてほしい。
- ・家庭ごみに対する取組みを強化してほしい。
  - 効率的なごみの出し方や仕分け方の研究会の立ち上げ
  - 不法投棄やポイ捨て防止に対する住民意識向上の研究の立ち上げ
  - 低学年生のマナー教育の強化要望
  - クリーンエネルギー設置費用補助金の UP
- ・粗大ごみ収集の有料化を検討してはどうか。
- ・ゴミ袋を 2 倍の価格で売れば、差額は税金にして、ゴミは減ると思います。
- ・ごみを根本的に出さない生活が出来るように社会のしくみから考え直してほしい。
- ・ムダな印刷物は作らない、配らない。不用品のリサイクルを推進してほしい。
- ・スーパー等と協力して食品の包装過剰を抑制してほしい。
- ・ゴミ分別（生ゴミ、プラスチック）の徹底をしてほしい。
- ・粗大ごみを年に 2 回位、場所を決めて地区ごとに集めてほしい。
- ・不法投棄の原因とならないようごみの収集場所の整備をしてほしい。
- ・カラス対策として、ゴミ収集場所にネットの設置やゴミ袋の工夫などしてほしい。
- ・不法投棄、ポイ捨て禁止看板の設置やポイ捨て 110 番を設けてほしい。
- ・大人も含めてマナーの向上に努められるようにしてほしい。
- ・不法投棄・ポイ捨てやペット（犬）の散歩中のふんの始末に関する条例を策定してほしい。
- ・歩きたばこの禁止区域の設定または歩行禁煙都市宣言などしてほしい。
- ・環境美化対策の強化。不法投棄等防止の実施基本計画を町内会単位で議論して実施計画を策定してほしい。（施策のボトムアップ）
- ・市で行っている環境への取組みについて広く周知してほしい。
- ・環境問題について、市民の関心を集める努力が必要である。
- ・なるべく個人、家庭で簡単にできるわかりやすい eco や環境施策を周知してほしい。
- ・教育機関を通じての環境教育の充実してほしい。
- ・子どもへの環境に対しての意識高揚を図ってほしい。
- ・もっと身近で、わかりやすいそして誰もが印西市のことを理解できるイベントを開催してほしい。
- ・市民が少しでも多くの環境問題に取組み行動できるよう、情報や学習の場を少しでも多くしてほしい。
- ・私有地の山林等の手入れをもっと考えてほしい。
- ・ボランティアで定期的な清掃をする際、市で車を出すなど支援してほしい。
- ・市内の朝夕ラッシュ時の渋滞を解消してほしい。
- ・トラック、乗用車の不法駐車を取り締まり強化してほしい。
- ・公共交通機関の整備を進めてほしい。

- ・街灯をもう少し増やし、夜道でも安全な環境作りしてほしい。
- ・市で管理する街路樹、植木の手入れをしてほしい。
- ・下水道の定期的な清掃、下水道の未整備地域の排水の垂れ流しを改善してほしい。
- ・土地開発する際の予想される環境の変化について早めに対策をしてほしい。
- ・ニュータウン地区にある荒地を有効活用してほしい。
- ・駐輪場を無料にしてほしい。
- ・環境づくりとして景観形成も考えてほしい。
- ・市としての方向性を感じられる美しい景観の街づくりをしてほしい。
- ・住環境との観点から、問題を掘り起こし改善してほしい。

問8 あなたの年齢は？

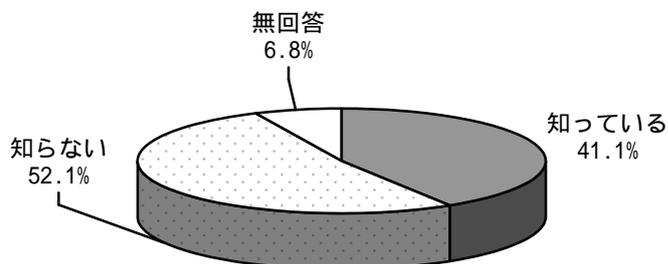


問9 あなたのお住まいの地区は？

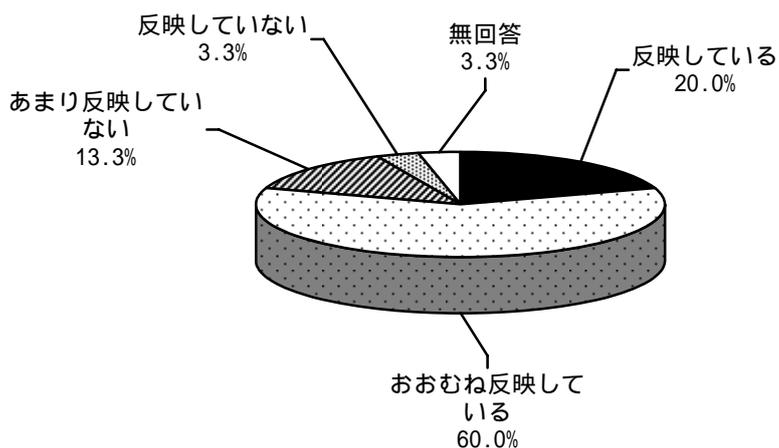


事業者意識調査

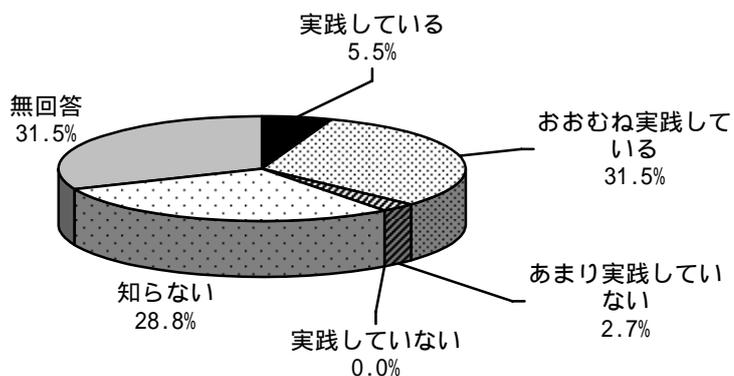
問1 貴事業所は、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。



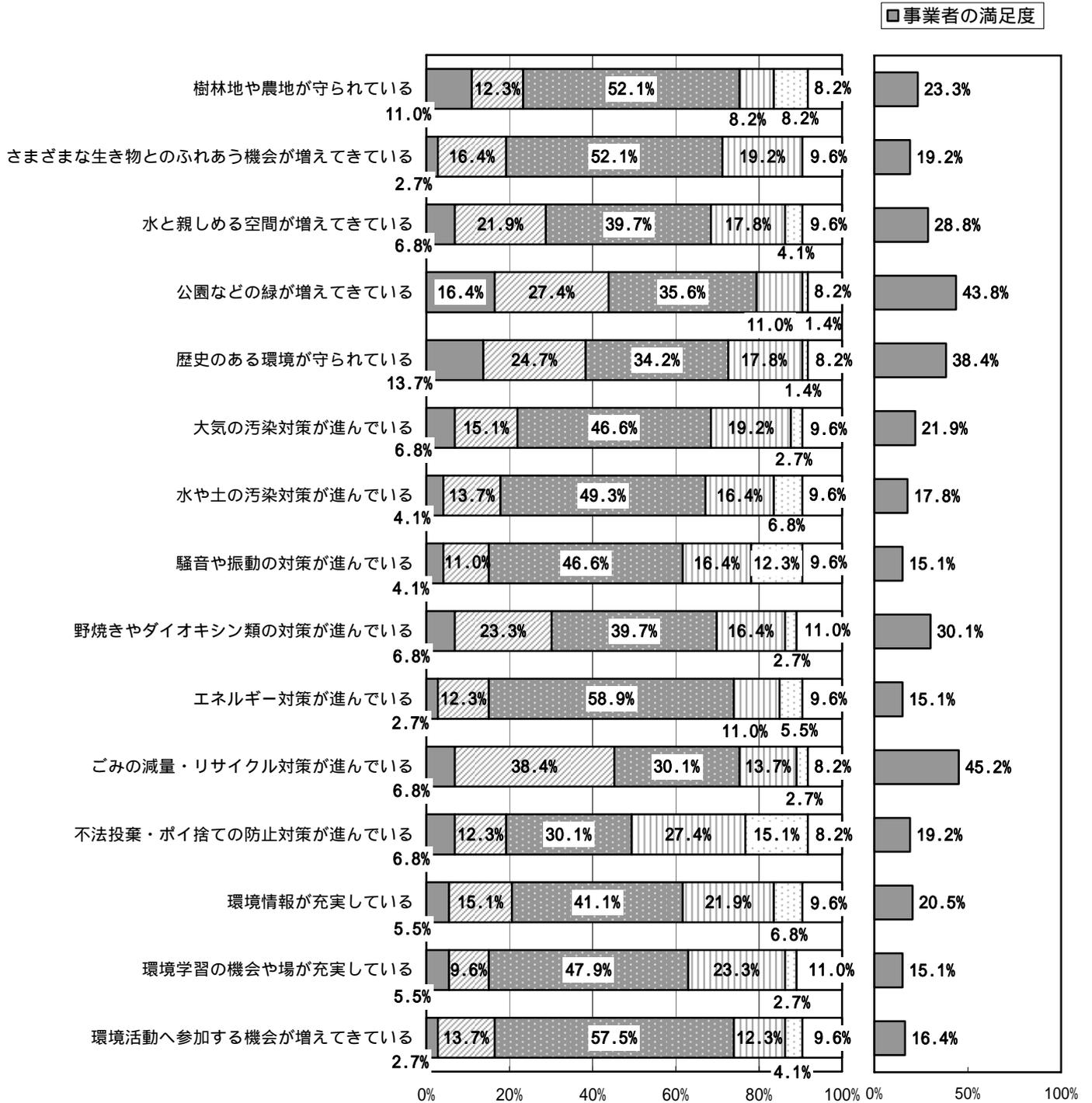
問1 - 1 「印西市環境基本計画」をご存知の方に質問します。現在の計画は、環境問題を適切に反映していると思いますか



問2 貴事業所は、「印西市環境行動指針（事業者編）」をご存知ですか。また、ご存知の方は、記載されている環境保全行動の実践状況はいかがですか。

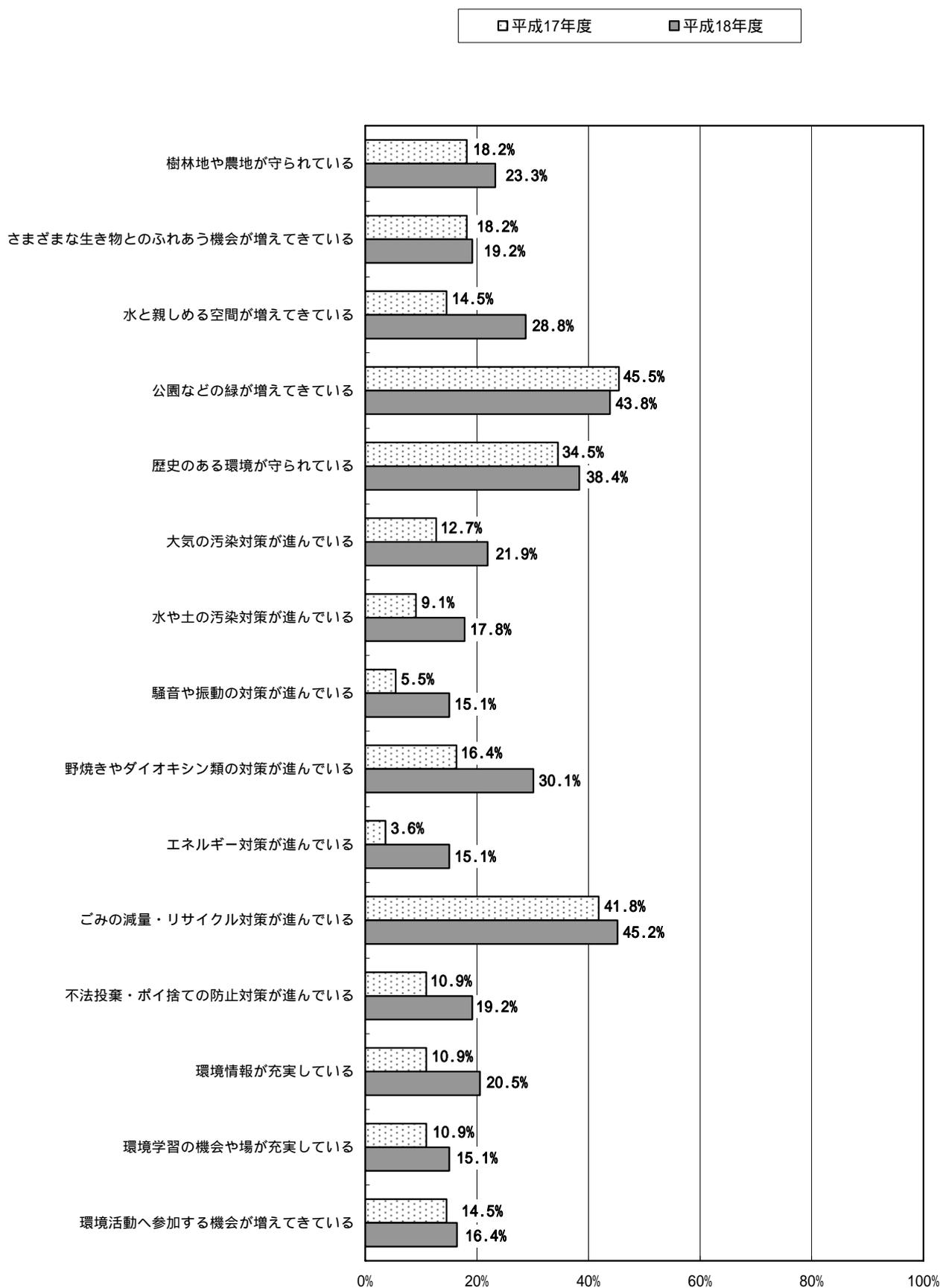


問3 貴事業所は、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。

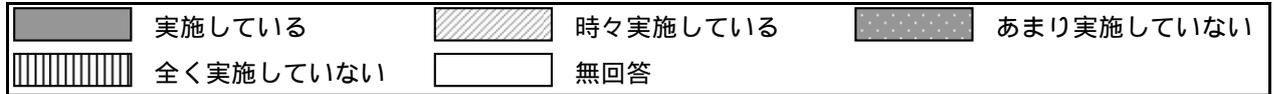


備考) 満足度：(「満足」、「やや満足」の回答数) / (総数) より算出している。

【満足度の比較（平成17年度と平成18年度）】

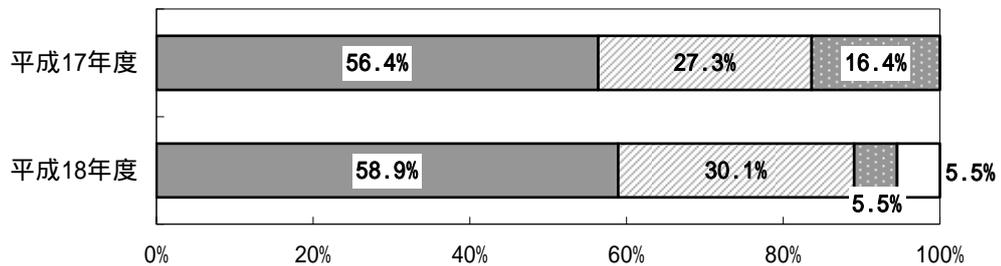


問4 環境の行動について、貴事業所は、ふだん以下のようなことを行っていますか。  
(平成17年度と平成18年度の実施状況の比較)

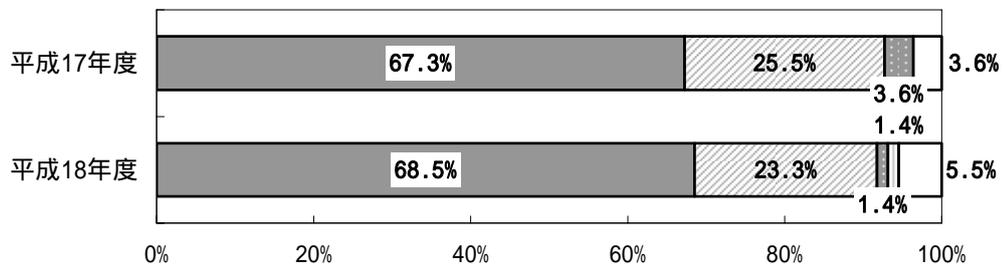


(1) ごみ問題について

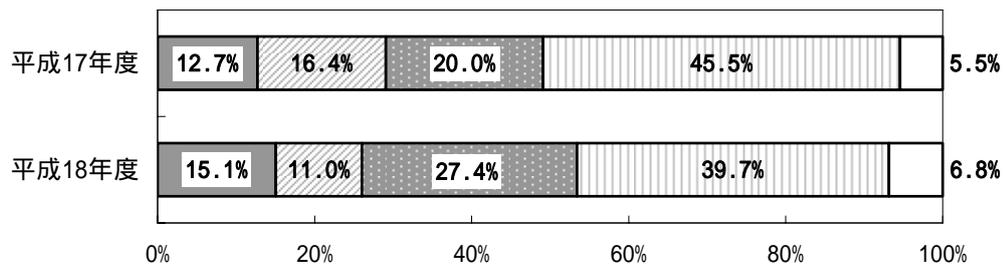
ア ものを大切にして、ごみの排出を減らす

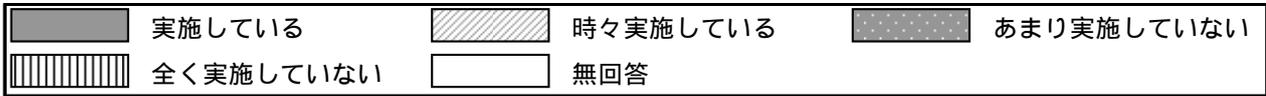


イ ごみや資源の分別排出を徹底し、リサイクルに努める



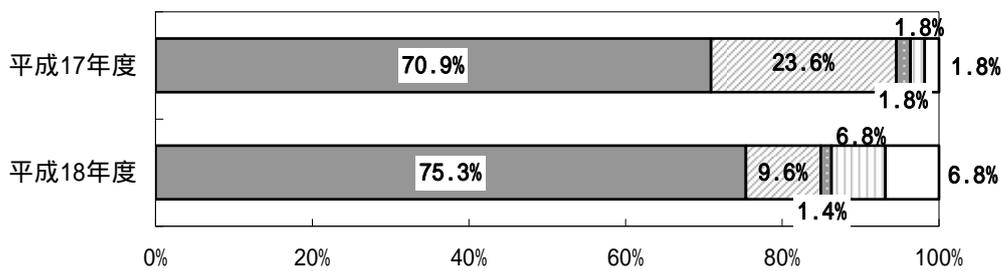
ウ 生ごみの堆肥化を進める



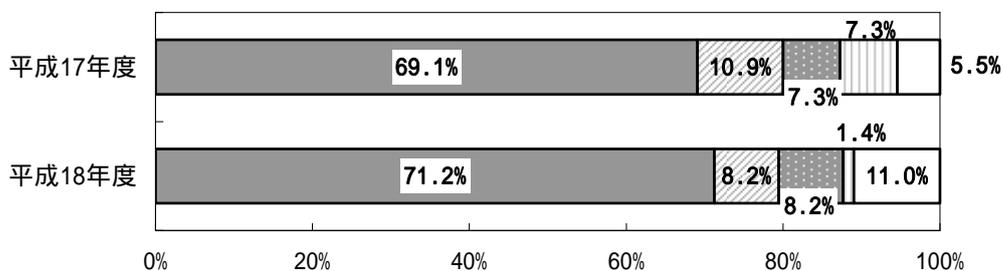


(2) 産業廃棄物の適正処理について

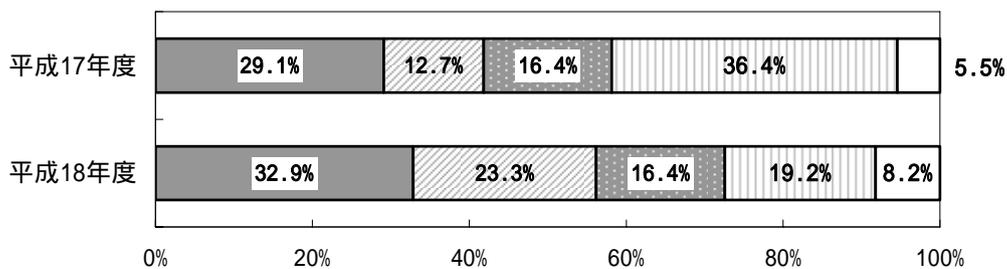
ア 産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理する

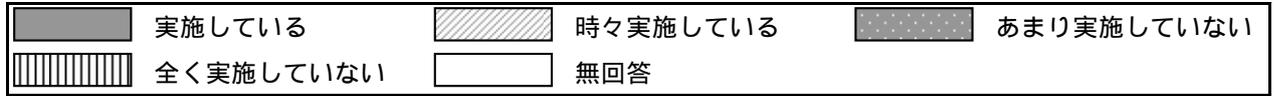


イ 所有地を適正に管理し、不法投棄を防止する



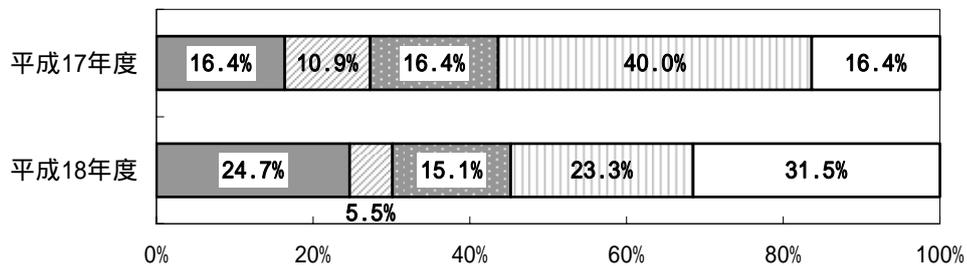
ウ 「クリーン印西推進運動」などの環境美化活動に参加する



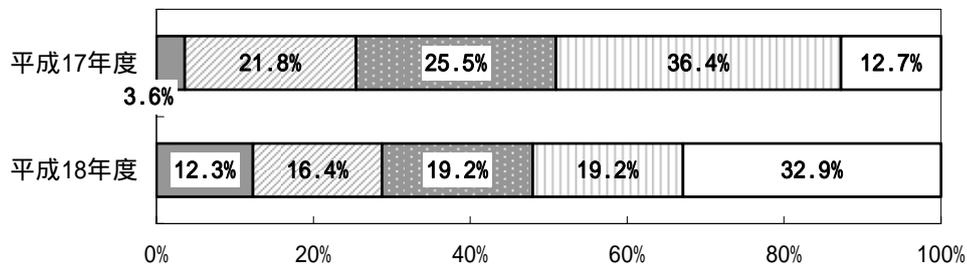


## (3) 環境にやさしい農業について

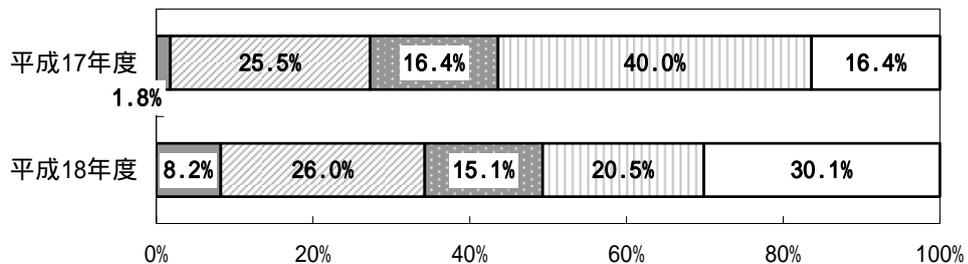
## ア 農地の保全に努める

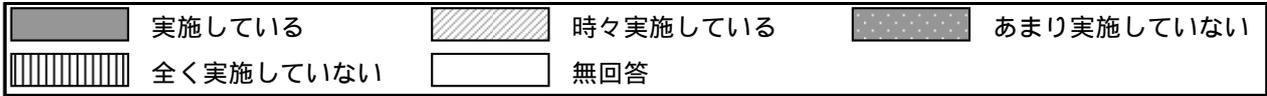


## イ 地元の農産物を積極的にPRする



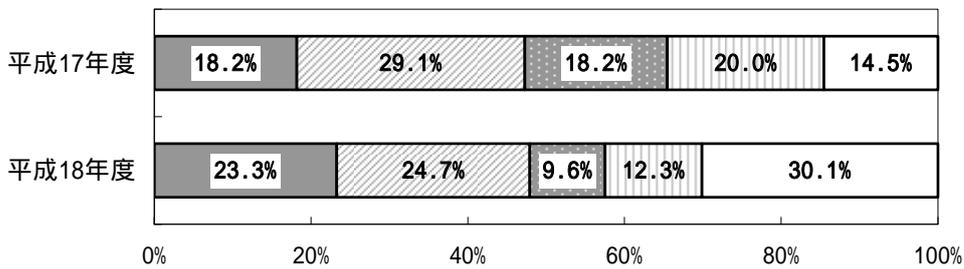
## ウ 堆肥の有効利用などを行い、農薬や化学肥料の使用を減らす



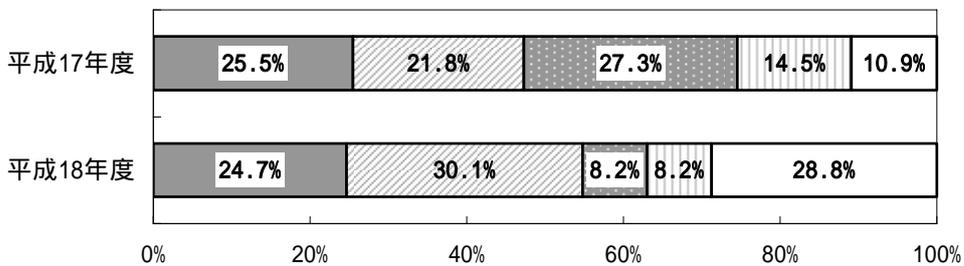


(4) 里山やみどり豊かな自然について

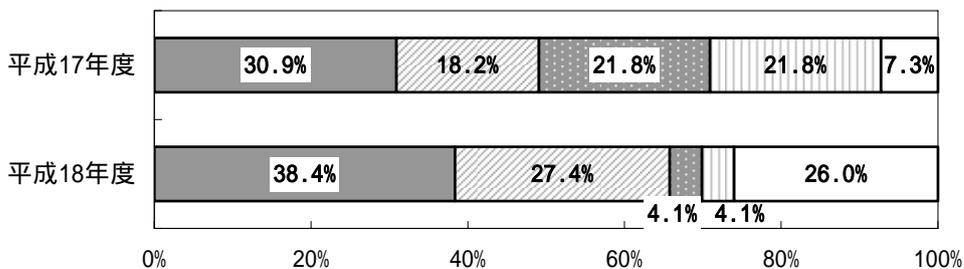
ア 開発行為を行う際は、自然環境や生態系に配慮する

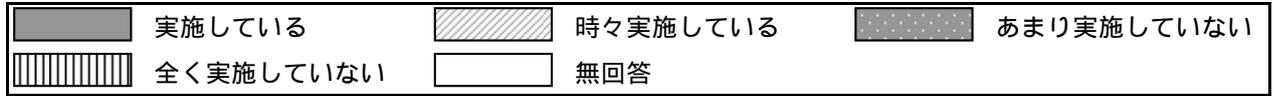


イ 生き物が生育・生息できる緑を育てる



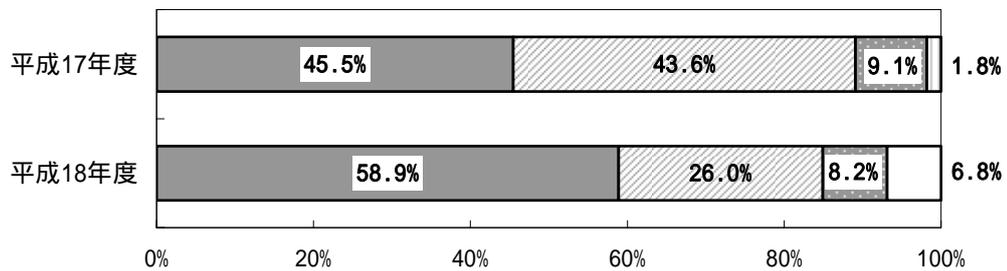
ウ 保有する樹木、樹林地を適正に管理する



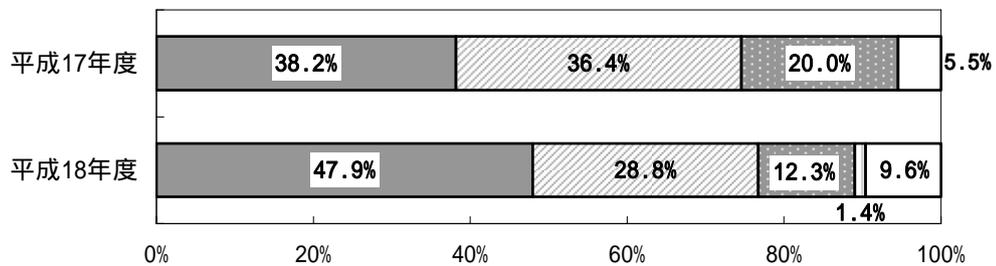


## (5) 省資源・省エネルギーについて

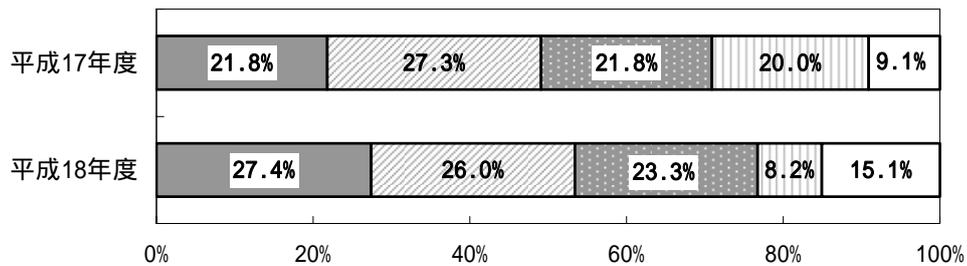
## ア エネルギーを大切にし、省エネルギーに努める

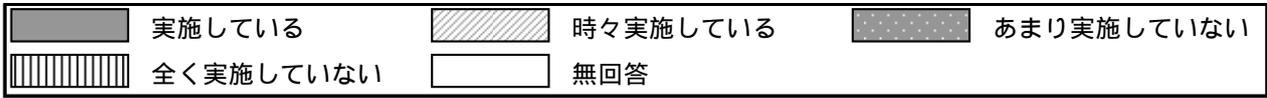


## イ 環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する



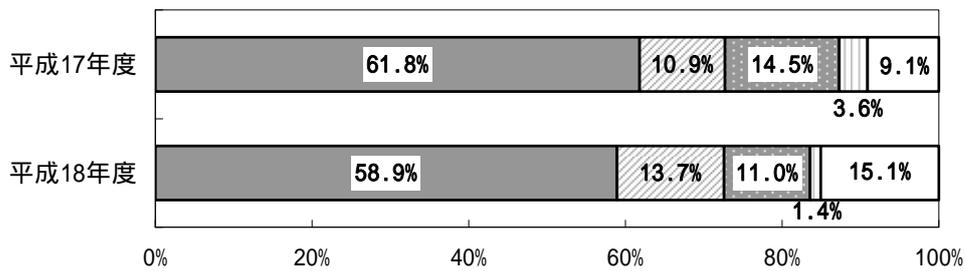
## ウ 省エネルギーに配慮した建物づくりを取り入れる



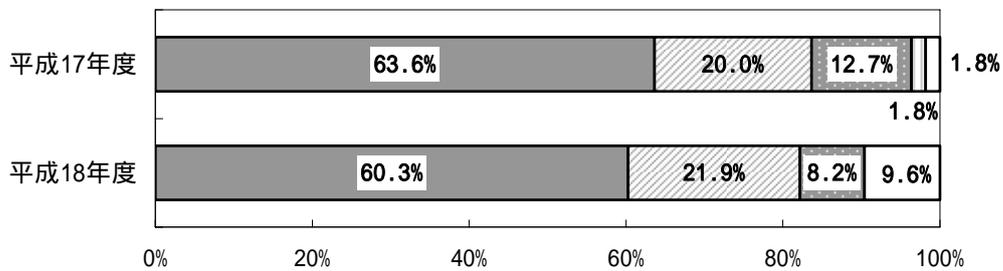


(6) 水の循環について

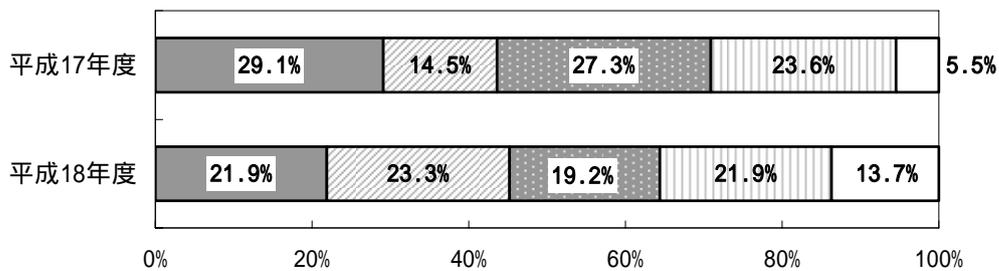
ア 事業所排水を適正に処理する

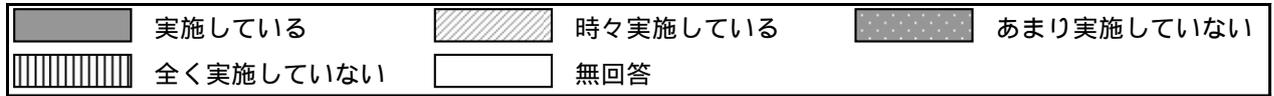


イ 節水の工夫をし、水を大切に使うように心がける



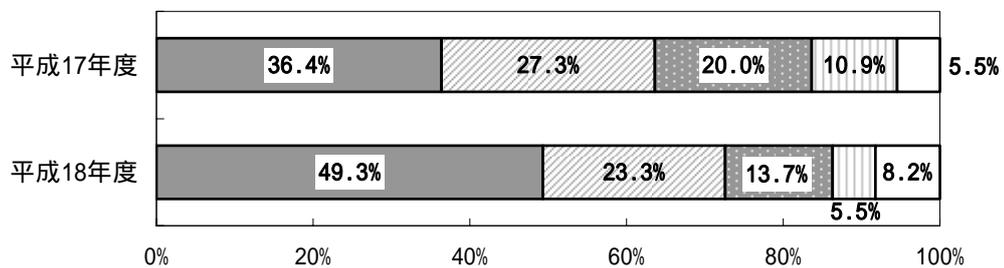
ウ 雨水の利用を進めるとともに、地下水の適正な利用に努める



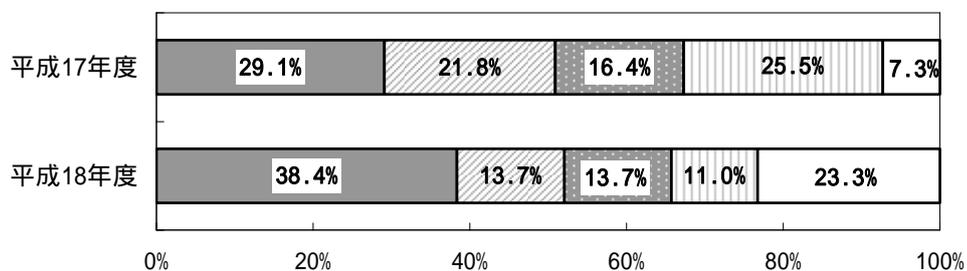


## (7) 大気汚染や騒音の発生について

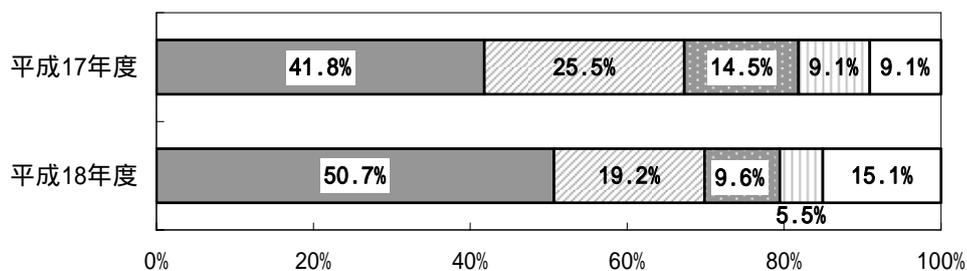
## ア 環境にやさしい運転（エコドライブ）を心がける

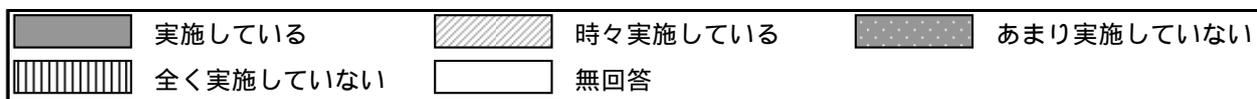


## イ ばい煙発生施設のてきせいな維持管理を行う



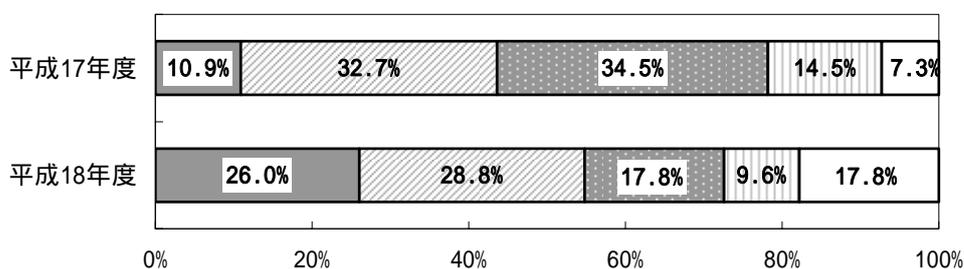
## ウ 騒音や振動などの公害の発生防止に努める



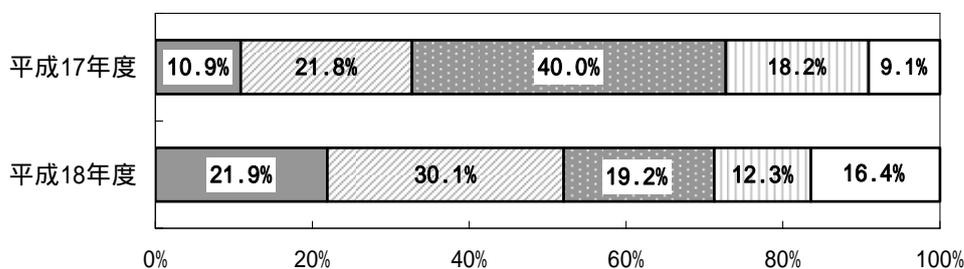


(8) 地域における環境活動について

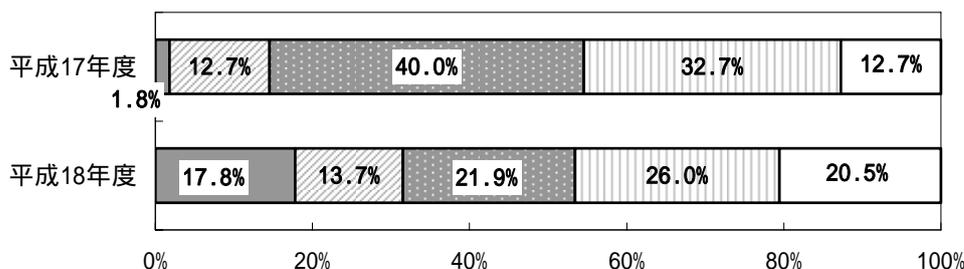
ア 環境教育、環境学習を進め、環境への関心を努める



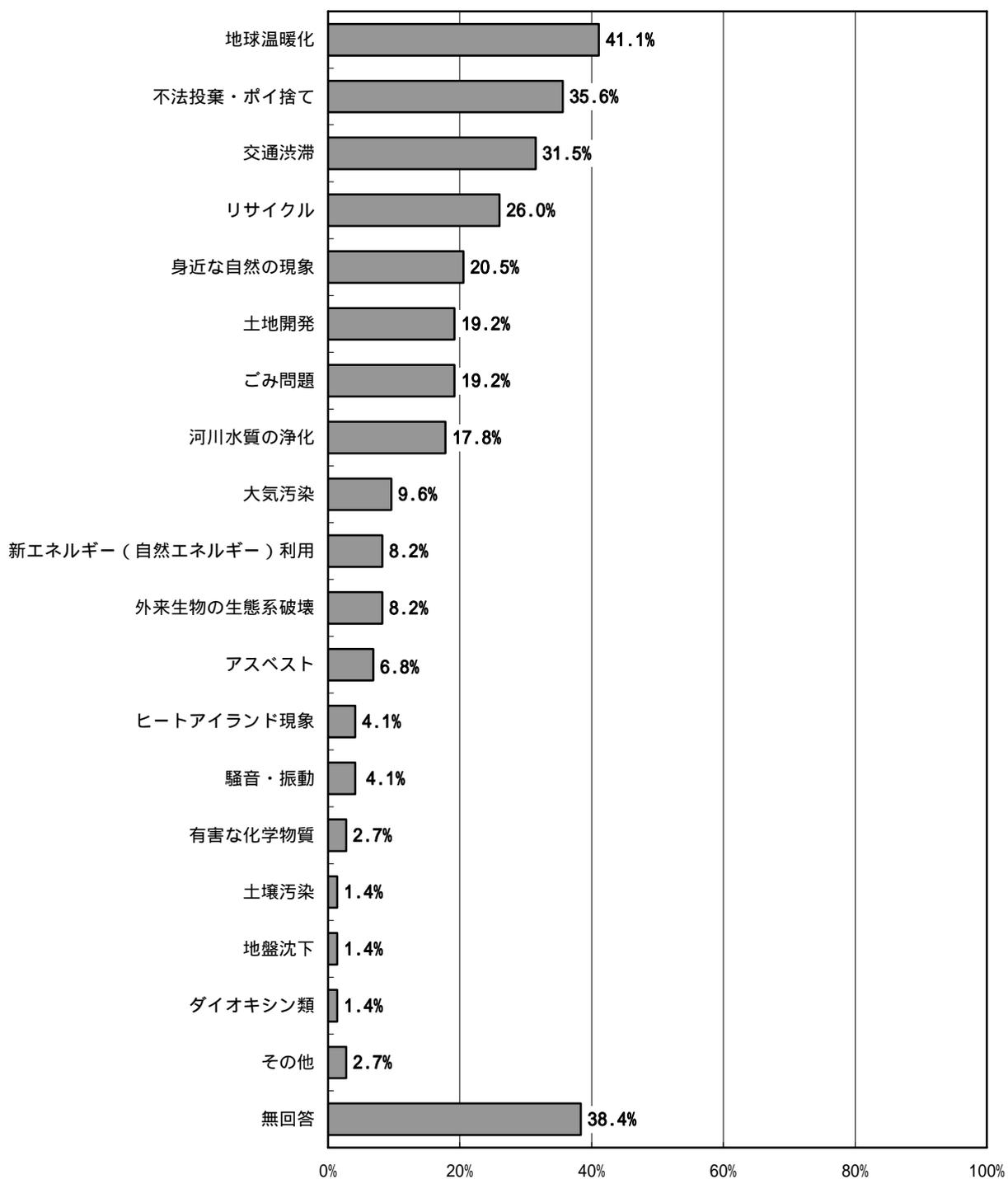
イ 環境活動への参加と情報提供に努める



ウ 環境マネジメントシステムを構築する

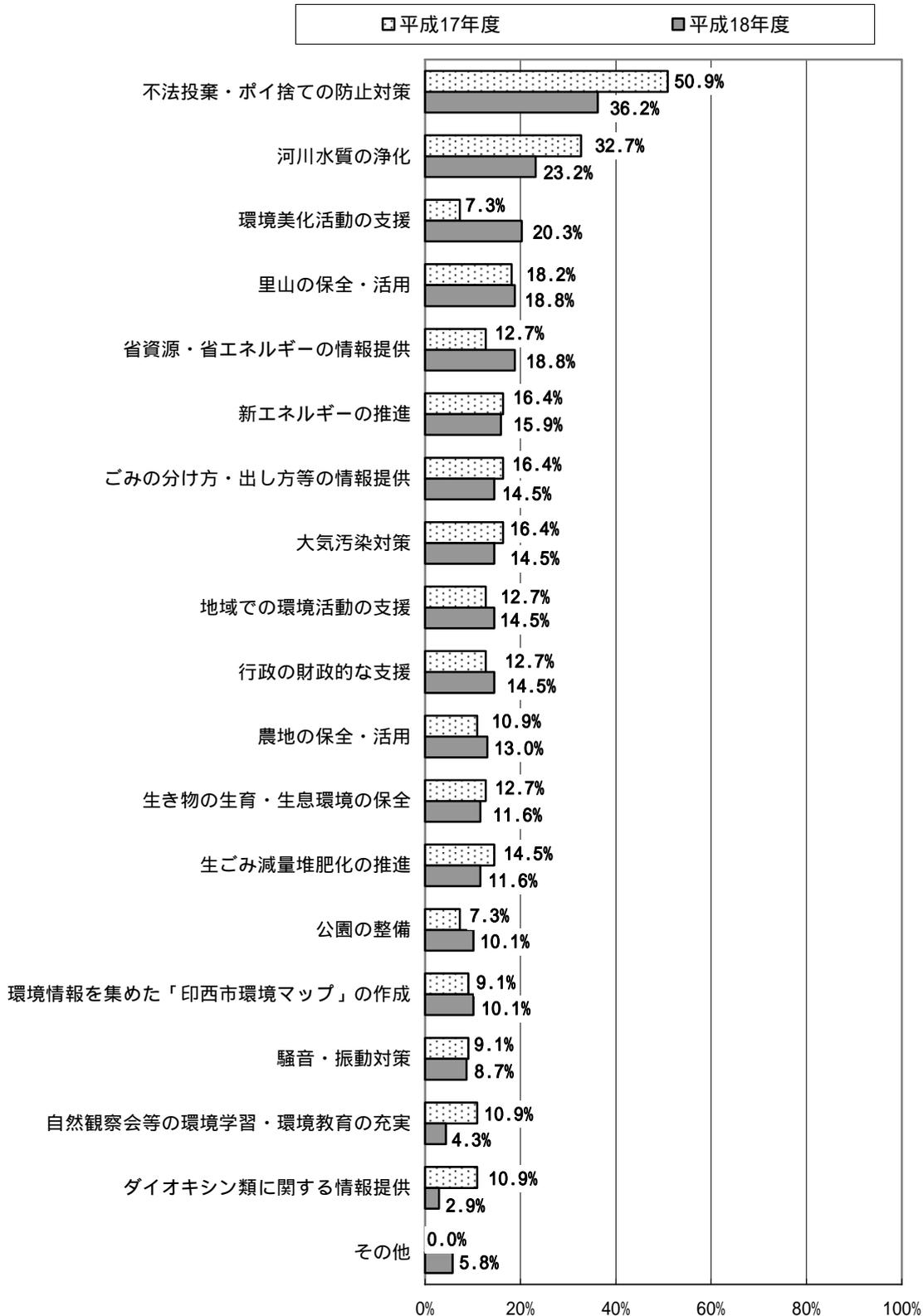


問5 貴事業所が市内における最近の主な環境課題は何だと思えますか。(複数回答あり=3つまで)



問6 貴事業所は、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか。(複数回答あり = 3つまで)

(平成17年度と平成18年度の優先的にやってほしい施策の比較)



問7 現在の環境基本計画に対するご意見や今後盛り込んで欲しい取組み、環境基本計画の見直しに関してのご提案があれば、ご記入ください。

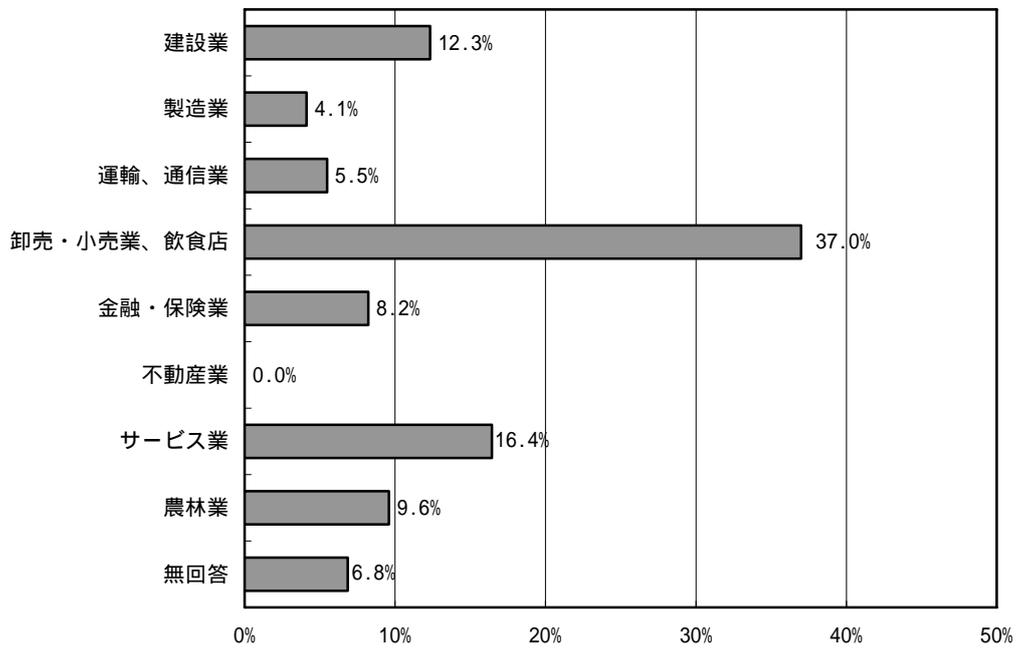
(1) 意見の項目別整理

項目	内 訳	件 数
自然環境に関するもの	自然環境の改善	1
	農業振興	1
	水辺の改修	1
地球環境に関するもの	省エネルギーの推進	1
	緑地の確保	1
ごみ問題・リサイクルに関するもの	リサイクルの啓発と推進	1
環境情報に関するもの	環境基本計画のPR	1
	市で実施している環境に対する取組みの周知	2
	環境に対する意識	1
環境活動に関するもの	環境保全活動の推進	1
まちの景観、まちづくりに関するもの	街の落書き対策	1
	バランスの取れたまちづくり	1
	旧市街地の活性化	1
	交通網の整備	1
	渋滞の改善	1

(2) 環境基本計画の見直しに関する主な意見・提言

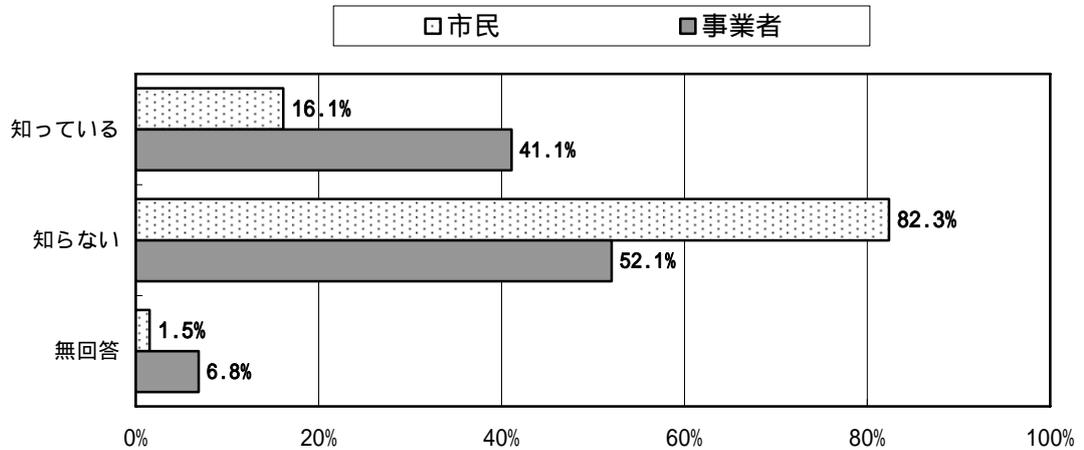
・蛍の舞う自然を取り戻してほしい。
・農業にもっと力を入れてほしい。
・昼間街灯が点灯している場所がある。どうしたらエネルギーが節約できるか考えるべきである。
・地球温暖化の対策として、市内の緑の確保のための施策を打ち出すべきである。
・リサイクルの取組みが弱い。各行事の時や事業所、団体に対し、もっと啓発すべきである。
・もっと積極的に市の取組み、環境基本計画をPRや住民への回覧をすべきである。
・街路のクリーン化運動、看板規制等、目に見える形の環境改善対策をしてほしい。
・環境に対する意識が低く、自分本位の感覚の人(事業者)が多いのではないか。
・街の落書き対策を検討してほしい。
・里山、農地、居住区、商業区のバランスのとれた地区作りをしてほしい。
・旧市街地の活性化をしてほしい。
・交通網の整備にもっと力を入れてほしい。
・交通渋滞を改善してほしい。

問 8 貴事業所の業種は？

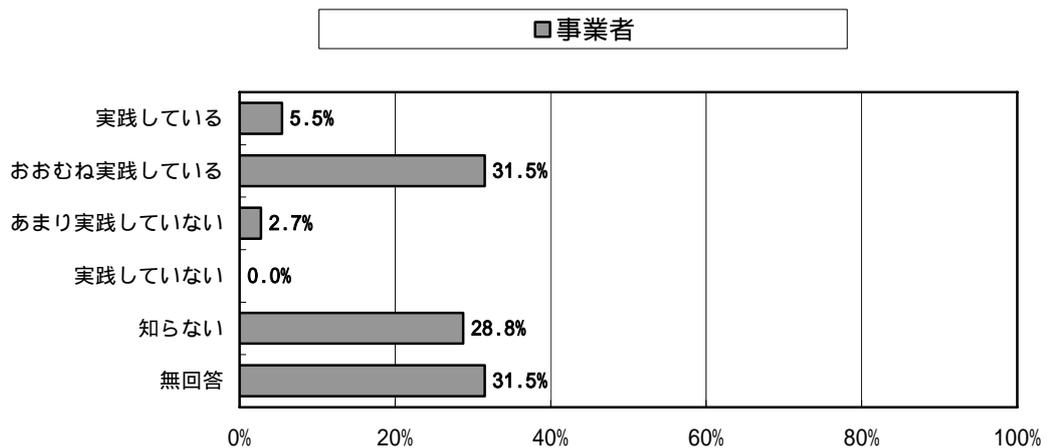
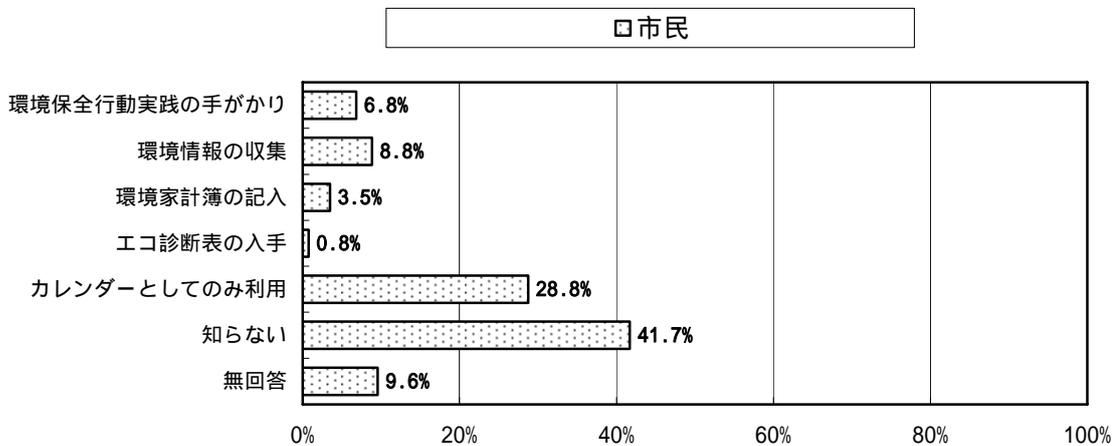


## 環境に関する意識調査 市民と事業者の比較

問1 あなたは、「印西市環境基本計画」をご存知ですか。  
(市民編問1と事業者編問1とのクロス集計)

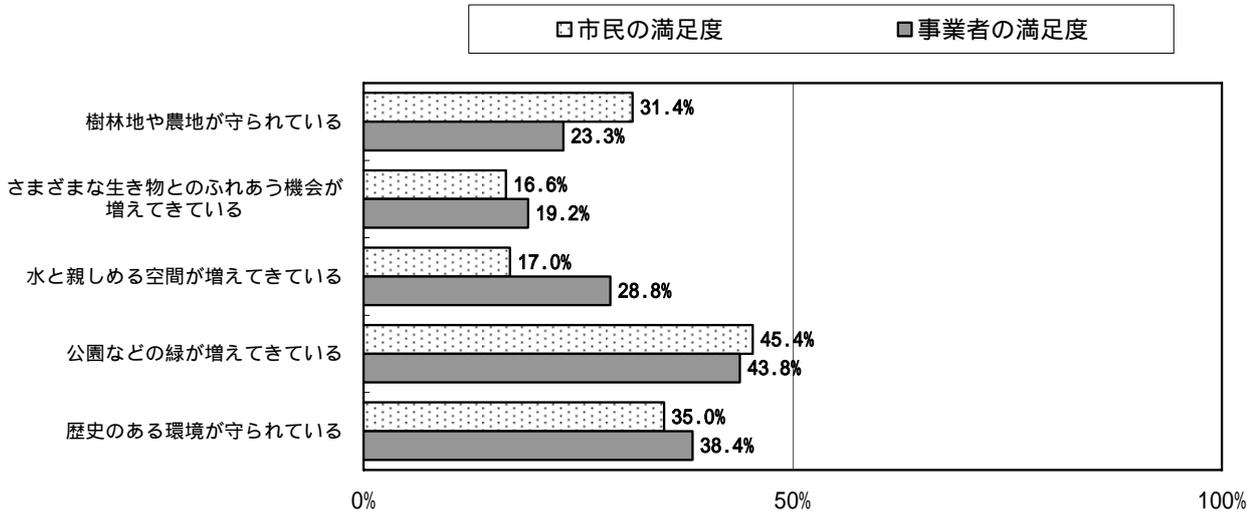


問2 あなたは、「印西市環境行動指針」をご存知ですか。また、ご存知の方は、  
【市民】どのように行動指針（ecoカレンダー）を活用していますか。  
【事業者】記載されている環境保全行動の実践状況はいかがですか。  
(市民編問2と事業者編問2)

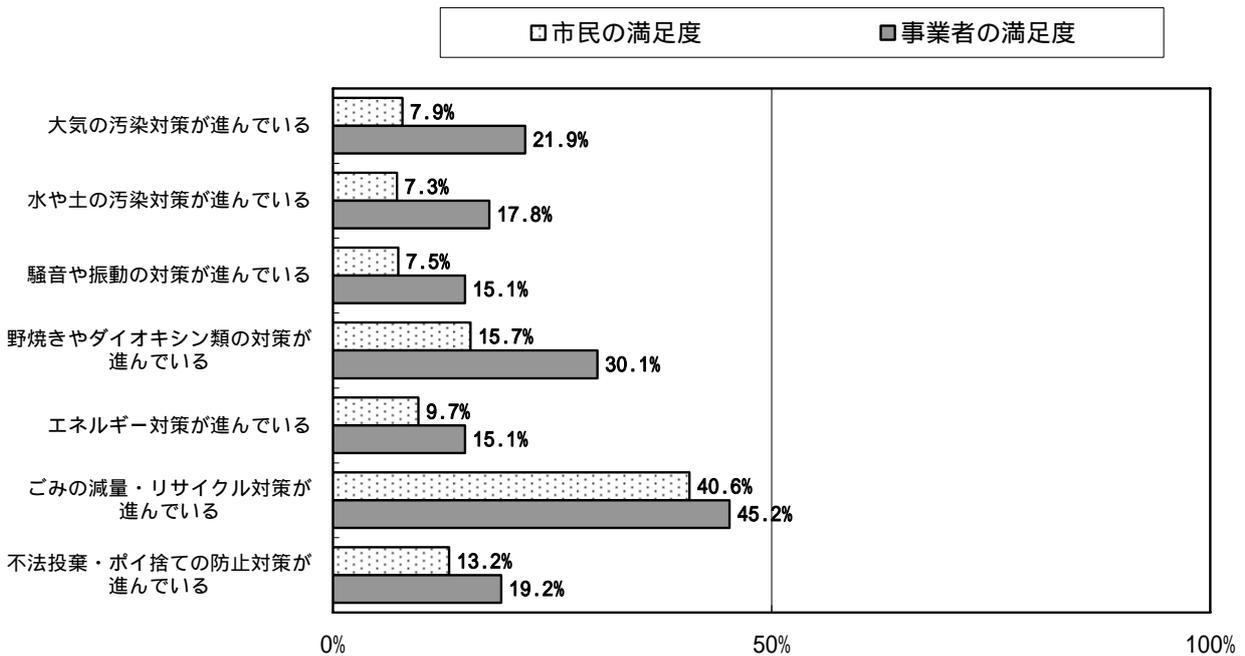


問3 あなたは、市の「環境に関する行政施策の推進」について、どのくらい満足していますか。  
 (市民編問3と事業者編問3との満足度に対するクロス集計)

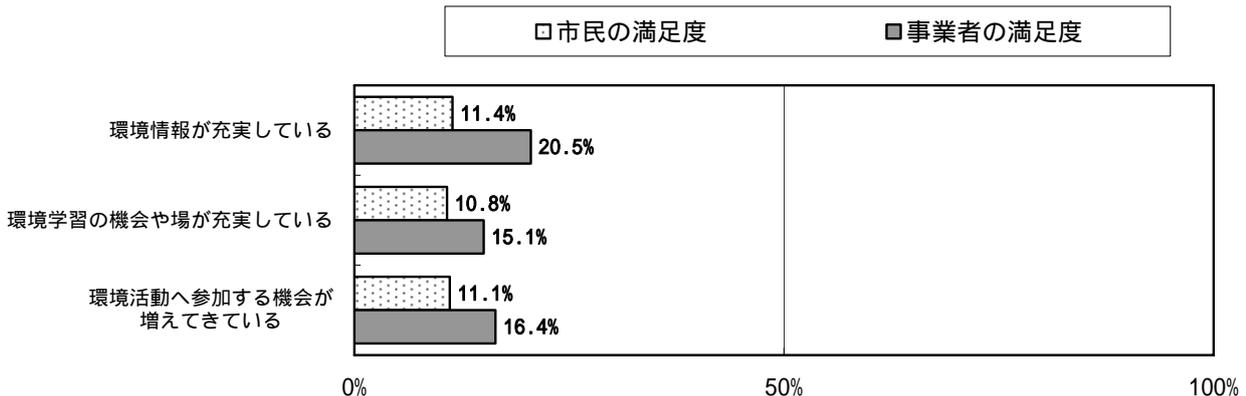
【 自然を身近に感じられる “まちづくり” 】



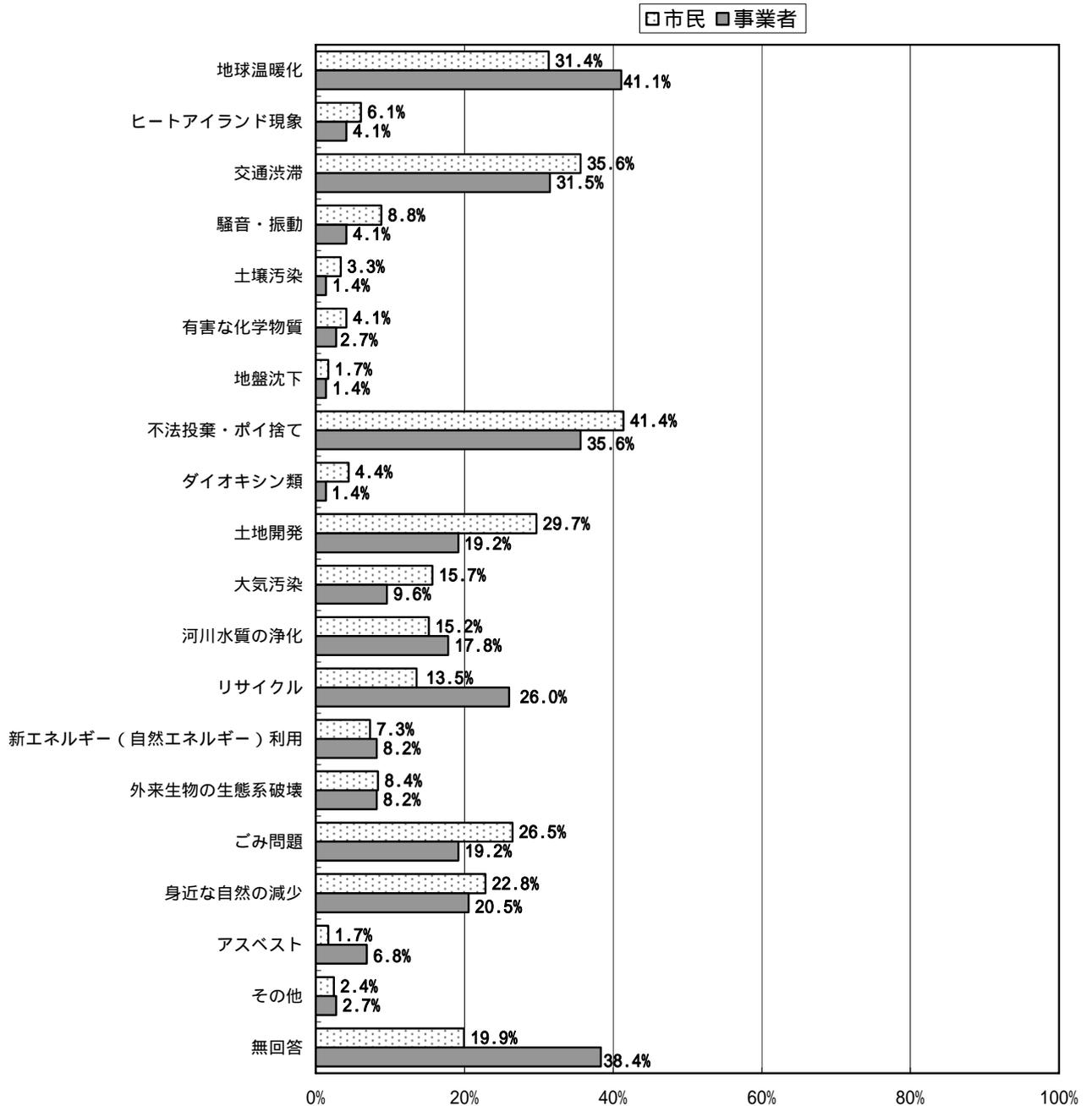
【 安心して生活できる “暮らしづくり” 】



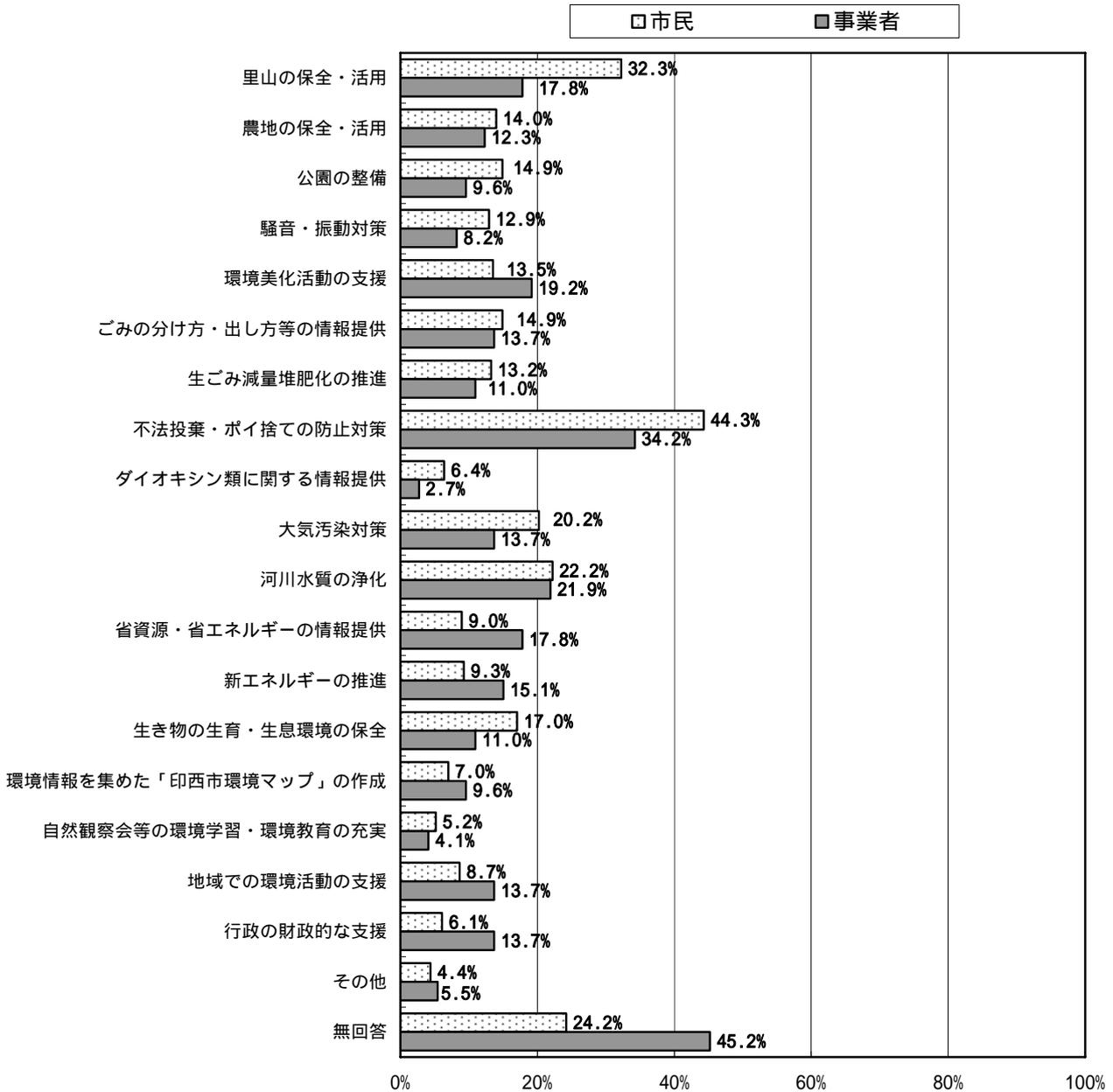
【 みんなで環境を育てる “しくみづくり” 】



問5 市内における最近の主な環境課題は何だと思いますか。(複数回答あり=3つまで)  
(市民編問5と事業者編問5とのクロス集計)



問6 あなたは、市が重点的に取り組んでいくべき環境施策について、優先的にやってほしいと思われるのはどれですか。(複数回答あり=3つまで)(市民編問6と事業者編問6とのクロス集計)



### 3 温室効果ガス排出量の算出方法

#### 活動の種類ごとの温室効果ガスの算定式

##### 二酸化炭素

(燃料の使用に伴う排出量) = (燃料使用量) × (排出係数)

(他人から供給された電気の使用に伴う排出量) = (電気使用量) × (排出係数)

##### メタン

(自動車の走行に伴う排出量) = (自動車ごとの総走行距離) × (自動車の種類ごとの排出係数)

(下水処理に伴う排出量) = (下水処理量) × (排出係数)

##### 一酸化二窒素

(自動車の走行に伴う排出量) = (自動車ごとの総走行距離) × (自動車の種類ごとの排出係数)

#### 排出係数

##### 燃料及び他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数

排出区分		排出量の単位	固有単位排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /排出量単位)
燃料の使用	ガソリン	l	2.31
	灯油	l	2.51
	軽油	l	2.64
	A重油	l	2.77
	液化石油ガス(LPG)	m <sup>3</sup>	6.04
	都市ガス	m <sup>3</sup>	2.11
他人から供給された電気の使用	一般電気事業者	kWh	0.378

備考1) 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成18年4月1日に施行され、電気の排出係数が「0.555」へ変更されましたが、本環境白書はこれまでの実績と比較するため、従来どおり「0.378」を使用しています。

参考) 平成12年9月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

##### 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分		走行量の単位	固有単位排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /排出量単位)	
			メタン (kgCH <sub>4</sub> /km)	一酸化二窒素 (kgN <sub>2</sub> O/km)
			平成12年度	平成12年度
ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	0.000012	0.000029
	軽自動車	km	0.000011	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000035	0.000027
	軽貨物車	km	0.000013	0.000023
	特殊用途車	km	0.000035	0.000038
軽油	普通・小型乗用車	km	0.000021	0.000007
	普通貨物車	km	0.000014	0.000025
	小型貨物車	km	0.0000085	0.000025
	特殊用途車	km	0.000011	0.000025

参考) 平成12年9月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

## 下水処理に伴うメタンの排出係数

排出区分	排出量の 単位	固有単位排出係数 ( $\text{kgCH}_4/\text{m}^3$ )
		平成 12 年度
下水処理量	$\text{m}^3$	0.00088

参考) 平成 12 年 9 月 環境庁温室効果ガス排出量算定方法検討会 資料-排出係数の一覧より

## 温室効果ガス総排出量の算定式

各温室効果ガスの排出量) = {(活動の種類ごとの排出量)}

(活動の種類について和をとる。)

(温室効果ガスの総排出量) = {(各温室効果ガスの排出量) × (地球温暖化係数)}

(温室効果ガスの種類について和をとる。)

## 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

## 4 環境推進会議委員からの意見・提案

「環境白書（平成 19 年度版）」について環境推進会議委員からご意見をいただきました。

こどもエコクラブ登録件数や環境活動団体数の目標値を達成するための具体的方策が必要だと思えます。

eco カレンダーは、行動指針が網羅されているので、継続して使ってもらうことが大切です。さらに活用を図るため、その方策も検討する必要があると思えます。

不法投棄やポイ捨てが相変わらず多く、条例の制定など強制力を持って取組むとともに、取組みに対するまちの理解者を増やしていく努力が必要だと思えます。

環境保全型農業を推進するために、農薬の空中散布について見直しを検討する必要があると思えます。市民と農家が地道な交流を図って、活性化に結びつける項目を盛り込んでほしいと思えます。

地球温暖化防止活動については、市民・事業者・市が共通の認識を持って取組むことが大切だと思えます。

地球温暖化について、市の対策として、基本計画での位置づけをしっかりと表現し、重点プロジェクトや個別の取組みにおいて CO<sub>2</sub> 削減に力を入れた市民・事業者・行政の取組みを検討していく必要があると思えます。

CO<sub>2</sub> 削減のため、太陽光発電システム等補助金をもっとアピールすべきだと思えます。

「印西市としてどれからやらなくてはいけないのか」を考えて、年度ごとにいくつかの項目を決め取組みを進めると良いと思えます。

環境問題の解決のため、事業者には計画への参加の呼びかけや協力して取組みを進めると良いと思えます。また、実際の事業者の声を市民にぶつけた方が良いと思えます。

進出企業に対して、環境基本計画の取組みを積極的にしていただけるよう、ガイドラインのようなものを作成し、市の環境への取組み姿勢をアピールしてはどうかと思えます。

印西市はこれからもっと発展していくので、すべての人が「環境を壊さない」という意思表示が必要だと思えます。

## 5 環境審議会委員からの意見・提言

「環境白書」について環境審議会委員からご意見をいただきました。「環境白書（平成19年度版）」についていただいた意見も引続き今後の課題として捉え、平成20年度の環境施策等に活かしてまいります。

緑のカーテンや壁面緑化など、市民が一目見てわかり、具体的に取り組める緑化の行動を推進されるよう検討されたい。

市内の環境はどうか、環境の保全や創出のために取り組んでいるのは何なのか、よくわからないため、もう少し簡潔に分かりやすい白書の作成に努められたい。

庁内のペーパーレス化の推進に努められたい。

事業系ごみの減量のため、多量排出事業者への提出を義務付けたリサイクルのプランについて、行政としての指導や対応の改善に努められたい。

各家庭で生ごみ処理機を使用し、生成した堆肥を家庭菜園で利用するなど、家庭におけるごみの減量化意識の改善に努められたい。

ごみのリサイクルコストが安くなるよう行政が方策の検討に努められたい。

生物モニタリング調査において、外来種についても調査をすることや携帯電話で写真を撮ってもらい動植物のデータ等の情報の収集をしてはどうか検討されたい。

eco カレンダーの利用促進を図るため、卓上サイズにするなど利用しやすい形にすることを検討されたい。

環境家計簿を子どもの目線で使えるよう学習教材として、子ども版環境家計簿を作成されてはどうか検討されたい。

## 6 用語解説

五音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ (掲載ページ:P.22)	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁(現環境省)が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止める、などがあげられる。
	悪臭 (掲載ページ:P.23)	誰からも嫌われるにoidsこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」(平5法91)に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」(昭46法91)に基づき規制が行われている。
	亜硝酸性窒素 (掲載ページ:P.7)	肥料や家畜のふん尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、人に与える影響としては、嘔吐、チアノーゼ、虚脱昏睡、血圧低下、脈拍増加、頭痛、視力障害等が見られる。
	アスベスト (掲載ページ:P.31)	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿(いしわた、せきめん)ともいう。断熱性などに優れた材料として建築物等に使用されてきたが、作業時に飛散し、人が吸入することにより健康被害が生じるおそれがある。現在は原則として製造等が禁止されているほか、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止等が図られている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ:P.22)	大気汚染状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を把握するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ:P.1)	印西市の環境の保全・創出に関する取組み等を掲げた計画。
	印西市環境行動指針 (掲載ページ:P.2)	「印西市環境基本計画」を推進していくために、市民が日常生活や事業活動において、環境保全等に関して積極的な行動を起こす手がかりとして利用するための行動指針。市内全域に配布している。
	印西市ごみ減量計画 (平成14年1月策定) (平成17年度年度別目標推計見直しの実施) (掲載ページ:P.6)	平成22年度を目標年次とするごみの減量化・資源化についての数値目標と行動指針をまとめたもの。平成14年度から発生・排出抑制、資源化・再使用化のための諸施策を実施している。 資源循環型社会の構築をめざして、今後の市におけるごみ対策のあり方について、基本的・具体的な方針として策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組むものとしている。
	印西市庁内エコプラン (掲載ページ:P.1)	市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定め、行動していくとともに、「印西市環境基本計画」を推進・実践していくためのもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条に基づく「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」としても位置づけ、地球温暖化対策を推進していく。

五情	用語	内容
あ 行	雨水浸透施設 (掲載ページ:P.27)	地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくする設備のこと。屋根で集めた雨水を地中に浸透させる雨水浸透マス、駐車場や道路などに降った雨水を地中に浸透させる雨水浸透舗装などがある。
	エコマーク商品 (掲載ページ:P.60)	環境庁(現環境省)の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定する「環境保全に役立つ商品」「環境の汚染が少ない商品」または「環境が改善される商品」に付けられるマークで、平成元年2月にスタートした。エコマークには、「みどりをまもる」「水をきれいに」など、その製品にどのような効果があるのかがマークの下段に表示されている。
	温室効果ガス (掲載ページ:P.3)	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。「京都議定書」では、CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)、CH <sub>4</sub> (メタン)、N <sub>2</sub> O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF <sub>6</sub> (六フッ化硫黄)の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か 行	合併処理浄化槽 (掲載ページ:P.25)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
	環境基準 (掲載ページ:P.6)	「環境基本法」により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。
	環境教育・環境学習 (掲載ページ:P.45)	環境教育とは、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てることをいう。自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。
	環境フェスタ (掲載ページ:P.45)	年1回、市や環境保全を担う市民団体は「いんざい環境フェスタ」において、日常活動で実施している事業の成果または宣伝を共に行い、市民への環境意識を高揚させるために開催している。生ごみ処理、マイバッグ推進運動、再生原料を使用した商品の販売、環境に関するクイズ大会などを実施している。
	環境木 (掲載ページ:P.18)	大気浄化能力の高い樹木や、大気汚染や酸性土壌に弱い木で、環境監視に役立つ木のこと。
	環境リーダー (掲載ページ:P.48)	地域の環境保全の活動を率先して行う人のこと。
	木下街道膝栗毛 (掲載ページ:P.20)	毎年秋に、市の歴史・自然を楽しみながら学ぼうと、当時の旅装束姿の案内人らと、江戸と木下河岸を結ぶ木下街道に点在する文化財を訪ねて巡り歩く、文化財の保護意識を向上させる活動。
	揮発性有機化合物 (VOC) (掲載ページ:P.22)	揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多くの物質が含まれている。大気中に排出された揮発性有機化合物(VOC)は、光化学反応によって光化学オキシダントに変化し、近年の光化学スモッグ増加の原因となっており、その排出が規制されている。

五音	用語	内容
か 行	協働 (掲載ページ:P.34)	市の長期総合計画における協働の趣旨を踏まえ、同じ目的のために各主体が役割を分担して協力すること。
	京都議定書 (掲載ページ:P.34)	1997年12月、「地球温暖化防止京都会議」において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月には京都議定書が発効され、我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年と比較し、6%削減することが義務づけられている。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.42)	市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としているが、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。市民・事業者が参加し、平成18年度は160団体、延べ3万8千人が参加した。
	グリーン購入 (掲載ページ:P.3)	グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいう。 消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。
	光化学オキシダント (光化学スモッグ) (掲載ページ:P.22)	太陽光線(紫外線)によって複雑な光学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	こどもエコクラブ (掲載ページ:P.8)	環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取組みや活動ができるよう、小・中学生を対象としたクラブ。印西市では、2団体が登録されている。
	ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.42)	1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている、市民各種団体の自発的な環境美化活動。印西市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環でもある運動。
さ 行	資源化率 (掲載ページ:P.6)	一般廃棄物の総排出量に対する回収された資源の割合。
	自然エネルギー (掲載ページ:P.36)	温室効果ガス削減に向けて、電気・石油に代わる太陽熱・風力等を有効利用できるエネルギーのこと。
	自動車NOx・PM法 (掲載ページ:P.22)	正式名称は、「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。初めはディーゼル自動車からの窒素酸化物(NOx)を抑制することが目的の「自動車NOx法」という法律であった。しかし、粒子状物質(PM)が健康に悪影響を及ぼしているという問題等により、平成13年に「自動車NOx・PM法」が制定された。 東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県においては、PMを規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車の都県内の運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から規制を実施している。

五情	用語	内容
さ 行	市民アカデミー (掲載ページ:P.45)	高齢者はもとより、青年・壮年層も参加しやすい内容となるように設定された、印西市の生涯学習の中核となる講座。学習期間は3年間(基礎1年、専門2年)で、毎年4月に中央公民館が生徒を募集している。
	社寺林 (掲載ページ:P.20)	神聖な場所として大切に守られてきた寺院や神社の林のこと。多くの場合、常緑広葉樹林(照葉樹林)であり、その植生はしばしば原生林の面影を残している。ごく古い時代における人為的改変の有無は別にして、少なくとも現在からさかのぼって相当に長い年月にわたり伐採等を禁じてきたために、ほぼ原植生が保存されていると見られる場所が多い。
	硝酸性窒素 (掲載ページ:P.7)	肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、人が多量に摂取した場合、酸欠状態となったり、胃の中で発がん性の化合物を生成する。
	生産緑地地区 (掲載ページ:P.11)	「生産緑地法」に基づき、農林業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、市街化区域内の農地等のうち、災害防止など良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公園など公共施設の敷地の用に供する土地として適しているものを指定した地域地区。
	生物モニタリング調査 (掲載ページ:P.2)	市民が調査員となり、市や教育機関等が連携・協力しながら、市内全域に生育・生息する生き物を経年的に調査し、地域の自然環境や変化を把握する。調査結果は「身近な環境マップ」として取りまとめている。
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ:P.6)	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、 ポリクロロジベンソパラジオキシン(PCDDs) ポリクロロジベンゾフラン(PCDFs) コプラナーポリクロロビフェニル(コプラナーPCB) の3物質群(単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称)をダイオキシン類と定義している。  分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ:P.1)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成10年10月9日に制定された法律。
	低公害車 (掲載ページ:P.22)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。  八都庁市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市)では、自動車公害対策の一環として「八都庁市低公害車指定制度」を行っている。この制度は電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン車・LPG車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物などの排出量が少なく低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。

五音	用語	内容
た 行	毒性当量 (掲載ページ:P.31)	ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量。
な 行	生ごみ処理容器等購入 費補助金制度 (掲載ページ:P.54)	一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し、自家処理する場合に、容器を購入した家庭に補助金を交付し、ごみの減量化と再資源化を図っている。 生ごみ処理機:購入額の2/3に相当する額を補助(上限40,000円とする)。 生ごみ処理容器:購入額の2/3に相当する額を補助(上限3,000円とする)。
	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (掲載ページ:P.22)	硫黄と酸素の化合物。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に害を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもある。このため「環境基本法」に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭43法97)では、二酸化硫黄を含めた硫黄酸化物について排出基準を定め、総量規制も実施している。昭和40年以降の継続測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値は、昭和42年度をピークとして全般的に減少を続けており、現在の環境基準達成率は、ほぼ100%に近い状況である。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (掲載ページ:P.6)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
は 行	八都県市ディーゼル規 制 (掲載ページ:P.22)	首都圏では、依然として二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率が低く、これら大気汚染物質にディーゼル車の排気ガスが大きく影響しているとされている。東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市の八都県市で行っている規制で、粒子状物質(PM)を規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車(乗用車を除く)は当該地域での運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から実施している。
	浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ:P.6)	大気中に浮遊する粒径が10μm(ミクロン:1μmは、1mmの1,000分の1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものがある。
	防災調整池 (掲載ページ:P.15)	雨水を一時的に貯めて水路への放流量を調節し、洪水の被害の発生を防止することを目的とする。また、基盤整備工事が完了するまでの工事期間中は、水路への泥土の流出を防止する役割もある。
ま 行	緑の基本計画 (掲載ページ:P.5)	「都市緑地法」に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑に関する事項を定めた計画。
	身近な生き物マップ (掲載ページ:P.43)	「生物モニタリング調査」を通じて生き物の生息状況を把握し、その結果をまとめたもの。インターネット、ホームページ等で公開している。

五音	用語	内容
や 行	屋敷林 (掲載ページ：P.20)	屋敷の周囲に人為的に植栽された樹林のことで、古くからある家のまわりにケヤキやシラカシの茂る林を「屋敷林」という。類似した言葉に「生垣」「防風林」があり、農村であれ、都市であれ、家の周囲に樹木が複数植栽され樹林の様相を呈していれば、屋敷林といってもよい。屋敷林は、夏の強い日差しや冬の冷たい北風から家や住む人を守るとともに、「ヒートアイランド現象」をやわらげる効果もあるが、今は都市化などで少なくなっている。
	有価物集団回収事業 (掲載ページ：P.39)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成4年1月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め、生活環境の保全を目的とした、PTA・子ども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収である。また有価物（紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など）回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものである。 回収量は、紙類、布類に関しては年々増加しており、平成18年度に全体で1,919tに達している。また、登録団体も年々増加しており、86団体に達した。
	湧水 (掲載ページ：P.14)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
	要請限度 (掲載ページ：P.7)	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、公安委員会に対し、「道路交通法」による措置を取るべきことを要請する。騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し、防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置を取るべきことを要請できるとされている。
ら 行	緑地保全地区 (掲載ページ：P.10)	都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息地となる緑地等の保全を図ることを目的とする、「都市計画法」第8条に規定される地域。 指定については、面積が10ha未満のものについては市長が決定し、10ha以上のものについては県知事が決定することとされている。緑地保全地区に指定されると、様々な行為の規制が発生する。
B	BOD(ビーオーディー) (掲載ページ：P.6)	生物化学的酸素要求量のことで、水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のことで、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
D	dB(デシベル) (掲載ページ：P.7)	騒音レベルや振動レベルの単位で、電話の発明者であるベルにちなんで名づけられた。デシは10分の1を意味する接頭語であり、デシベル(dB)はベル(B)の10分の1ということになる。

五音	用語	内容
N	ng (ナノグラム) (掲載ページ: P.7)	10 億分の 1g
	NO <sub>2</sub> (エヌオーツー) (二酸化窒素) (掲載ページ: P.6)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NOx) の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
	NPO (エヌピーオー) (掲載ページ: P.9)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるが NGO との明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成 10 年に「特定非営利活動促進法 (通称 NPO 法)」が制定された。
P	PRTR (ピーアールティ ーアール) 制度 (環境汚染物質排出・移 動登録システム制度) (掲載ページ: P.31)	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のこと。Pollutant Release and Transfer Register の略。 日本では、平成 11 年度に「特定化学物質の環境への排出量の把握及び感知の改善の促進に関する法律」により制度化され、PRTR 制度の円滑な導入に向けて実施した PRTR パイロット事業を経て、平成 14 年度から法律に基づく、PRTR の届出が始まった。
	pg (ピコグラム) (掲載ページ: P.7)	1 兆分の 1g
	ppm (ピーピーエム) (掲載ページ: P.7)	百万分率 (100 万分の 1 = parts per million) の略。例えば、空気 1 m <sup>3</sup> 中に 1 cm <sup>3</sup> のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を 1 ppm という。
S	SPM (エスピーエム) (浮遊粒子状物質) (掲載ページ: P.6)	大気中に浮遊する粒径が 10 μm (ミクロン: 1 μm は、1 mm の 1,000 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものがある。
T	TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ: P.7)	毒性当量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。



印西市環境白書 2007 (平成 19 年度版)

2007 年 10 月発行

発行：印西市

編集：市民経済部 生活環境課

〒270 - 1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476 (42) 5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>